

令和2年2月19日  
開会 10時00分

○花田議長

おはようございます。ただいまの出席議員は、議員定数16名中16名で全員出席です。よって令和2年第1回宗像地区事務組合議会定例会は成立いたしましたので、ここに開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付しているとおりであります。これより日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第85条の規定により、5番北嶋議員、6番中村議員を指名いたします。次に入ります。

日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に入ります。

日程第3、「諸報告」に入ります。原崎組合長。

○原崎組合長

おはようございます。本日、令和2年第1回定例会が開かれるに当たりまして、御挨拶と提案説明を申し上げます。議員の皆さまにおかれましては、御多忙の中、御出席をいただきまことにありがとうございました御礼を申し上げます。

本議会では、令和2年度、4会計の当初予算についての提案のほか、職員給与に関する条例の改正など、非常に重要な案件を提案させていただいております。それでは本日の議案を簡単に説明申し上げます。

第1号議案は職員の分限に関する条例等について、専決処分をさせていただきましたので、その承認を求めるものです。

第2号議案は人事院の勧告に伴い、給与条例等の一部を改正するものです。

第3号議案は会計年度任用職員制度の導入に伴い、職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正するものです。

第4号議案は日当及び宿泊料の見直しに伴い、職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

第5号議案は水道法施行令等の改正に伴い、給水条例等を改正するものです。

第6号議案は地方自治法の改正に伴い、水道事業の設置等に関する条例を改正するものです。

第7号議案から第9号議案につきましては、令和元年度の一般会計、本木簡易水道事業特別会計及び水道事業会計の補正予算についてです。

第10号議案から第13号議案につきましては、令和2年度一般会計、急患センター事業特別会計、本木簡易水道事業特別会計及び水道事業会計予算についてです。

以上、いずれも重要な案件でありますので、何とぞよろしく御審議いただきまして、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○花田議長

次に入ります。日程第4、「一般質問」を行います。本定例会における一般質問の通告議員は1人です。なお、一般質問の制限時間は答弁時間を含んで、1人あたり55分以内となっておりま

す。1件ごとの質問回数については制限ありません。質問は項目ごとに一問一答方式で行います。質問は自席にてお願ひします。9番石松議員の1項目目の質問を許します。石松議員どうぞ。

## ○石松議員

今回は3項目について質問させていただきます。まず「水道事業の管路の老朽化問題について」お聞きしたいと思います。

管路経年化率、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を示す指数は、類似団体が11.5%よりも高く、老朽化が進んでいる状況にあります。具体的には平成27年度水道統計によると、25.2%が既に法定耐用年数40年を超過しており老朽管と呼ばれております。また、将来的に法定耐用年数を超過する20年から40年経過したもので経年管と呼ばれているものも26.5%あります。今後、計画的に更新をしなければ老朽化が急速に進行するおそれがあると考えます。

一方で、管路更新化率、これは更新された管路延長の割合を示す指数ですが、平成28年度決算によると、平成27年度の0.94%と比較すると、平成28年度は0.39%と減少しており水道資産については、類似団体の平均値0.76%を下回っております。そこで3項目質問をいたします。

(1) 老朽化した管路等の水道資産については、現在、国庫補助事業を活用した更新事業を継続しているが、現実的には管路更新が遅れている。その原因は国庫補助金の減額であると考えるが、平成28年度から平成30年度までの国庫補助金はどの程度なのか。更新事業のうちでどの程度更新されたのか伺いたい。

(2) 今後とも国庫補助金の減額が進めば、更新事業の縮小が発生し、結果的に漏水等による有収率の低下の恐れがある。そこで、40年超の老朽管の更新が終了するのはいつ頃を目安としているのか伺う。

(3) 昨年の一般質問における答弁では、平成30年度から平成39年度の10年間で、経営戦略に基づいた財政計画では、収益的収支では収入が支出を上回ることであります。資本的収支では、今後103億円余りの支出を予定しているが、将来世代の負担となる施設の建設改良のための企業債は基本的には財源としない。資本的収入で不足する財源は主に収益的収支で生じる損益勘定留保資金で賄うこととしており、今後、補助金の確定や適切な起債の運用によって十分補える。

また、水道料金を値上げすることなく健全な経営を維持できる見通しとのことであった。財源的に余裕のある時期だからこそ、老朽化した管路等の更新計画を前倒しに実施することも検討はどうか伺う。以上です。

## ○花田議長

石松議員の1項目目の質問に対し、執行部に答弁を求めます。花田事務局長。

## ○花田事務局長

事務局長の花田でございます。

1項目目、「水道事業の管路の老朽化問題について」の質問について回答いたします。

まず、(1)の補助事業の進捗状況については、補助採択を受けている水道広域化促進事業費補助において平成28年度は補助対象事業費6億4710万円(内補助金2億1570万円)、平成29年度は補助対象事業費10億7850万3千円(内補助金3億5950万円)、平成30年度は補助対象事業費13億円(内補助金4億3333万円)となっております。

また、各年度の管路更新延長ですが、平成28年度は約13km、平成29年度は約15.6km、平成30年度は約19.5kmの管路更新を行っております。この水道広域化促進事業費補助は10年の事業期間となっており、本年度が最終の事業年度となります。10年間の計画事業費81億円に対し、本年度で満額の81億円の事業を実施しております。この事業の具体的な内容は、畠町配水池2池の建設、配水管更新延長32.8km、送配水管新設延長14.7kmの計画に対し、令和元年度時点に

おいてこの数値に達しており、同補助事業において遅れは生じておりません。

次に、(2) 老朽管の更新終了時期について回答いたします。

40年超の老朽管の更新終了のひとつの目安といたしましては、経営戦略に掲載している平成27年度末時点での配水本管・支管の総延長220km余を現在の計画で設定している毎年6.3kmで更新した場合には、約35年を要することになります。

老朽管の定義については、会計基準に示されている期間40年を超えるものとされていますが、現実的には、法定耐用年数と実耐用年数に乖離が見受けられます。そのため、今後の更新計画においては、十分調査を行い、更新対象の優先度を判断し効果的、効率的な管路更新を行ってまいります。なお、今年度で平成22年度から行ってきた水道広域化促進事業は終了しますが、令和2年度以降は新たな国庫補助事業である水道管路緊急改善事業を活用し老朽管路の更新に努めてまいります。

次に、(3) の老朽化した管路等の更新の前倒しの検討について回答いたします。

現在実施しております老朽管の更新事業は、平成29年度に策定しました経営戦略の収支及び投資計画に基づき、係る事業費を予算に計上し行ってきております。今年度まで同事業については、平成22年度から令和元年度までの事業期間10年で採択された水道広域化促進事業費補助金を活用し、積極的に行ってきました。

現在の経営戦略上は、令和2年度からの同事業の財源はすべて損益勘定留保資金で実施する計画しております。これは、同計画策定当時は新たな国庫補助メニューが不透明であったため国庫補助金を財源として見込めなかつたことによります。しかしながら、令和2年度以降は、新たな補助メニューの適用ができることとなったことから、今後は当該補助金を極力活用することにより、同事業を前倒しに実施することが可能になったと考えております。

なお、追加して投入できる事業費については、減価償却費という形で後年度に収益的収支の費用となりますので、全体的な収支のバランスに配慮しながら、できる限り老朽化した管路の更新事業を前倒しで行っていきたいと考えております。以上でございます。

#### ○花田議長

石松議員

#### ○石松議員

今の事務局長の答弁をお聞きしましたら、大体計画どおり進んでるというような答弁でございましたけれども、私が最初に質問したのは、老朽管自体が、データが年数によって違うかわかりませんが、25.2%が40年超の老朽管であるという事実、これは全国平均が11.5%と比べましても倍以上老朽化が進んでおるのが本組合の実態ということがあるわけです。これは過去のいろんなことがあったかと思いますけれども、この辺については過去のこと言ったって仕方ありませんけれども今後は少しでもいろんな補助メニューを活用しながら、前向きに進めていきたいというような答弁と、私は理解しましたけども、そういう感じでよろしいんでしょうか。

#### ○花田議長

花田事務局長。

#### ○花田事務局長

この老朽管更新事業につきましては、事業統合、平成22年度に行ったわけですが、その際に移行を受けた、この補助事業がこの事業を進めていく上で非常に効果があったものだというふうに考えております。ですから今後もこの足をとめることなく、この管路の老朽化更新事業につきましては、できる限り積極的にやっていきたいというふうに思っております。

○石松議員

先ほどの 2 項目に、平成 27 年度時点での老朽管が 220 km あると。そしてそれを毎年 6.3 キロほど更新していくと 35 年必要なんだという話でした。この 220 km の更新が 35 年必要ということなんですかけれども、この管路の更新についてそのカ所、それをどういった順番で、どういう基準で令和 2 年度はここをやろうと、3 年度はこととか、どういった基準でそれはつくられているのかお聞きいたします。

○花田議長

豊山係長

○豊山係長

老朽管につきましては、1 番古いもので、水道事業におきましては東福間エリアの 1966 年というのを把握しております。そういう形で団地開発ごとに古いところが把握できておりますので、東福間団地、日の里団地が 1970 年というふうになっております。そういうところを中心に更新するとともに、漏水が発生しやすい地域というところも把握できておりますので、年度の更新及び漏水状況を把握しながらですね更新を進めていっているところでございます。

○花田議長

石松議員。

○石松議員

今の答弁で漏水が発生しやすいカ所も把握しておるということでした。どういったところが漏水が発生しやすいというところになるんでしょうか。

○花田議長

豊山係長。

○豊山係長

毎月定例の協議を行っております、漏水の把握を努めています。今、現時点では日の里地区、若木台地区が多く漏水が発生していると把握しているところです。

○花田議長

石松議員。

○石松議員

やはり、これは全国的に老朽管を抱えてるところは、順送りで吹き出して、いろんな事故等につながっているということは、この若木台でも日の里も確かにもう 50 年近くになりますので、それを今の計画で順次やっていったとしても 35 年かかる。

そこで、もう 1 回確認したいんですけど、国庫補助がついてる、それを上回る、今、この 10 年間は福津市が人口増で加入者も増えてくる。従って、健全財政を維持できる。水道料金も上げなくてすむ。そういう時期だからこそ、国庫補助の部分に少し上乗せしてできないかというのを少し私は本質的なとこを聞きたいと思いますけどいかがでしょうか。

○花田議長

花田事務局長。

#### ○花田事務局長

経営戦略のほうでもうたっていますように、管路更新も含めまして、それ以外の例えば、電気設備等の更新事業、配水池等の耐震化事業といった大きな事業も抱えております。そういったところも全体的なことを踏まえて、今後、管路更新事業につきましては、その時々の収益の状況、経営の状況等も踏まえて積極的に行っていきたいと考えております。

#### ○花田議長

石松議員。

#### ○石松議員

昨年の10月に開催しました平成30年度の決算審議がありました。そこで代表監査委員のほうから、私は非常に重要なという報告をいただいたような気がします。それは経営状況の中で給水原価が191.29円で、前年度と比べたら4.57円増加してます。ですから、このことについて、工事を先取りして実施した結果だと。財政の余裕のあるときに漏水調査を行って、配管の工事を実施したものであると。利益が約4.5億円あるので毎年1億円程度実施してもよいのではないかと。いう内容の報告だったと思います。

その結果としては有収率が90.9%になっています。前年が90.7%でしたから、0.2%上昇しております、この0.2%でどれだけの増収になったかというと約500万円の増収だということになるんですね。従いましてその漏水を早くキャッチして修繕することによって、また、更新をすることによって、有収率があがる。それが増収につながっているという構図になってるわけですけれども、これは水道料金を値上げとかにつながるような形での前倒しはできないと思いますけれども、国庫補助も、今後も増えていく方向にあるのか、それとも横ばいまたはマイナス方向にいくのか、ちょっと先の見通しはできませんけれども、常にそういう意識を持ってやっていただきたい。これは要望にとどめておきます。

次に、水道事業会計について言えば、この30年度の宗像地区事務組合の財務書類を先日いただきました。この中身を見ましたら、これはあくまでも一般会計についての財務書類なんですね。この3ページを見ていただくとわかるんですが、これ連結ではですね一般会計といわゆる公営企業会計つまり水道事業会計を加味したものが連結になるんです。この部分が上がってきてない。この理由をまず教えてください。

#### ○花田議長

向井企画財政係長。

#### ○向井係長

議員おっしゃるとおり今回の議会に先がけて、事前配布させていただいた資料につきましては、一般会計等ということころで、一般会計と急患センター事業特別会計を合わせたものでございます。3ページにも作成対象とする範囲というところで全体会計と連結会計のところも載せているんですが、その二つにつきましては現在最終作業を行っておりまして、3月末までに作成の上、こういったところのデータにつきましては、構成市にも配布するような形をとっておりますので、現段階では出来ていないというふうなところでございます。今しばらくお時間いただきたく思っております。

#### ○花田議長

石松議員。

## ○石松委員

3月末までには作成をするということでした。私はこういった予算の審議、また、その10月にある決算の審議は議会議員としては重要なテーマだと思ってるんですよ。それに関係するような書類、これはタイムリーに提出をしていただかないと。水道事業会計はどのぐらいの予算規模かというと一般会計には申しわけないけど20億円の予算規模なんですよ。ところが水道事業会計は、収益的支出で約30億、資本的支出で約13億合計したら43億円です。

一般会計の2倍以上、なおかつ、この今までの積み上げた固定資産の金額を言えば、一般会計は25億円、水道会計は348億円なんですね、全然規模が違う。ということは一般会計も重要ですよ、それ以上に水道事業は余計に重要だから、そういった資料等々をチェックして、それが問題ないか確認をすることが私はこの予算審議のときも、必要だろうと思うんです。それがなぜその3月末にずれるのか、なぜ1月末までできなかつたのかそういう理由を教えてください。

## ○花田議員

向井係長。

## ○向井係長

できなかつた理由は、事務処理のスケジュールでございます。水道事業会計につきまして、確かに全体会計といたしまして、連結した場合というようなところにならざりますが、事務処理の作業といいますのは基本的に水道事業会計をこの公会計で作成する場合、1からつくり直すというものではありませんで、水道会計の決算書を結果的にガッチャンコと言いましょうか、数字そのものを連結するようなことでございます。

そういう意味におきまして、基本的には水道事業会計については、財務諸表を決算書に掲載しているというところがあるもので、今回につきましては、減価償却費あたりの公会計特有の固定される科目について、一般会計と急患センター会計については単式簿記で行っていたところから、そういうところが見えてないというようなところもございまして、まず一般会計等に重きを置いて皆様方にも提出させていただく、そういうところを踏まえて送付させていただいたものでございます。また、議員のほうからそういうところを連結をして、宗像地区事務組合全体としての財務書類が見たいというようなところでございましたら、今後検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

## ○花田議長

石松議員。

## ○石松委員

一般会計も当然、重要なんですね。ただ単式簿記、複式簿記いろいろありますけども、私たち議員も、数値だけを見る傾向があるんです。実はそういう中にはフローな情報、またストックの情報、そういうものの見ることは大変重要なんですね。ですからその辺を見るためにはこういった公会計制度を国が推し進めてきてるわけですから、それに遅滞することなく本組合についても、こういったフロー情報とか、資産、負債、純資産等の期末残高とか、一目で見えるような形で大変かもわかりませんけれども、今もコンピューターがありますので、やる方向で決めておればそう大変じゃないかなという気がします。今年は終わってるからどうしようもないで、ぜひ来年は1月ぐらいには、今お話をしましたような、一般会計だけではなくて水道事業会計も併せて、財務処理出来うれば、連結の財務書類を出していただきたいことを要望しておきます。1項目目を終わります。

## ○花田議長

石松議員の2項目目の質問を許します。どうぞ。

## ○石松議員

2項目目は、し尿処理場の稼働終了後の課題についてお聞きしたいと思います。

- (1) 現施設は令和5年度まで使用し、令和6年度からは宗像市、福津市とも別々の施設において供用開始する予定になっている。現施設の運転管理業務については、北九州市に本社がある民間会社に委託しており、職員採用については、長年、地元採用を優先して組合からの依頼もあり採用してきた経緯があると理解している。現在、数人の若手職員もいると聞くが、両市において関係の外郭団体等における中途採用等の検討ができるないものか伺う。
- (2) 令和6年度以降には、現施設の解体事業があるが、どのようなスケジュールで行い、どの程度の費用を想定しているのか。また、両市の負担割合はどの程度なのか伺う。
- (3) 現施設の稼働による恩恵として、周辺で農業をされている方からは、放流水のお陰で水不足の心配がなく大変喜ばれている。令和6年度からは現施設がなくなり放流水の恩恵がなくなり心配する農家もあると聞く。昨年の一般質問における執行部の答弁は、「事務組合として何ができるか、地元と協議しながら対処していきたい」とのことであったが、検討している対策等について伺う。

## ○花田議長

石松議員の2項目目の質問に対して執行部の答弁を求めます。原崎組合長。

## ○原崎組合長

2項目目、「し尿処理場の稼働終了後の課題について」の質問については、私のほうから総論を述べさせていただき各項目については事務局長が回答いたします。し尿処理場事業においては昭和54年の操業以来、地元区のご理解・ご協力を賜り適正かつ衛生的なし尿処理が行われてきたことに感謝申し上げます。先の全員協議会で報告させていただいたとおり、地元区と取り交わした協定書の使用期限を遵守し、令和6年度から宗像市、福津市、別々の施設で処理を行う予定となっております。令和5年度末までの残りの期間においても引き続き適正な操業に努めてまいる所存です。

さて、議員ご質問の稼働終了後の課題につきましては、跡地の利用や放流水問題など様々な課題を抱えていることは認識しています。今後も地元区の意向を尊重し、組合、構成市と連携を図りながら適切な対応に努めたいと考えています。それでは、議員の3点の質問について事務局長が回答いたします。

## ○花田議長

花田事務局長

## ○花田事務局長

まず、(1)の「現施設の運転管理業務に従事してある職員を両市の関係する外郭団体等に採用等ができないか」について回答させていただきます。

委託会社には、地元から60歳代、30歳代の2人が運転管理業務職員として従事されています。

この民間会社は、従業員約300人を抱え、北部九州で上下水道の運転管理業務やプラントの施工を担う会社であり当組合の業務が終了後の2人の処遇については、近隣の運転管理業務に配置換えを行う予定であると聞き及んでいます。以上のことから検討は必要ないと考えています。

次に(2)「解体事業スケジュールと費用及び両市の負担金について」回答いたします。

解体に向け今年度、先進地に視察に伺いました。視察において得た情報から次年度は、土壤、ダイ

オキシン、アスベストの調査を予定しています。その後は、調査結果の度合いに応じた対応を計画し、令和6年度から解体工事に着手する予定です。

費用については、調査結果により変動しますので概算を把握できていないのが現状でございますが、平成29年度に宗像市が試算した約3億円から4億円が基本ベースだと考えています。両市の負担割合については、宗像地区事務組合規約に定めるとおり均等割と投入量割による負担割合となります。

最後に(3)「放流水の対応について」回答いたします。

昨年、答弁いたしました「地元区と協議しながら対処していきたい」の考えに変わりはございません。地元区にもその旨は報告していますので早い時期に協議を行っていきたいと考えています。以上です。

#### ○花田議長

石松議員

#### ○石松議員

1番目の若手職員の再雇用については、そういう答弁だろうというふうに私も想定をしております。ただ、考えておいて頂きたいのは、今まで地元の方に大変お世話になって、また地元からぜひ若手を採用してほしいという、要望が直接じゃなくって組合を通してですね。上がってきなれてそれをこの北九州の業者さんは快く受け入れてくれている。このことについてはその感謝の気持ちも含めて、忘れてはいけないと思います。

それから2点目の解体事業についてです。当初予算でもし尿処理場の土壤等の調査の予算が計上されています。それで実際は操業が終了して、6年度から解体に入るということですけども、これは平成29年度に宗像市が試算をしたのが3、4億円ということでした。

恐らく今の時期は相当人件費、また資材等々も上がって、公共事業の物価単価とも上がっておりまます。ですから宗像市が試算したから、ではなく改めて試算をし、令和6年度からの解体工事が、順調に進むようにと考えていただきたいと思いますが、まだ解体工事も令和6年度からとおっしゃいましたが、どの程度の期間で終わらせる予定なのか。またその跡地は、何か組合のほうで活用する考え方があるのかどうかお伺いしたいと思います。

#### ○花田議長

花田事務局長。

#### ○花田事務局長

解体工事につきましては、令和6年度から開始いたしまして、7年の9月末をもって解体終了という予定で取り組んでいきたいと。いうふうに考えております。

跡地利用につきましては、現段階ではまだ具体的な方針等が決まっておりません。この件につきましては既に構成市の関係部署とも協議を始めている状況でございますので、そういったところから、地元の意向も聞きながら、跡地利用については、早期に決定したいと考えております。そうしないと解体の方法等についても、跡地利用の状況によって変わってまいりますので、この件につきましても、早い段階で決定していきたいなと思っております。また、解体費用全体につきましても、令和2年度に予算を計上させていただいている環境調査、これもまた、その結果に応じてですね、かなりそのあとの対応にかかる費用等々も変わってまいりますので、そういったところも急いでやっていきたいと思っております。

#### ○花田議長

石松議員。

### ○石松議員

解体期間が令和 6 年から令和 7 年 9 月末ということで約 1 年半、これは地元との協定書に基づいた期間ですね。それは遅滞なく終われるように、また検討をお願いしたいと思います。それでは 2 項目目は終わります。

### ○花田議長

石松議員の 3 項目目の質問を許します。石松議員。

### ○石松議員

3 項目目、宗像地区消防本部の建替え問題についてお聞きしたいと思います。

福津消防署の整備方針が決まり、別地建替えとして令和 2 年度から約 6 年間の整備事業の内容も報告された。一方で、宗像地区消防本部、宗像消防署の老朽化問題もあり、機動性の確保や安全性・耐久性、敷地の問題等が指摘されているが、本組合としては、どのように検討しているのか伺う。

### ○花田議長

石松議員の 3 項目目の質問に対し、答弁。執行部の答弁を求めます。原崎組合長。

### ○原崎組合長

消防本部・宗像署を含めた消防 5 署所の整備については、宗像、福津両構成市、消防本部、事務組合の部課長クラスで構成する「消防本部庁舎等検討委員会・幹事会」を中心に、一昨年から協議を進めていますが、先ずは、喫緊にその対応が迫られている福津消防署の整備方針を昨年末にまとめ、今年 1 月の全員協議会でその概要を議員の皆様に報告をさせて頂いたところです。

全員協議会でもお伝えしましたとおり、残り 4 つの消防署所については、今後も継続して協議を進めていく予定です。中でも、消防本部・宗像署の整備は、宗像地区消防署所の中核を担う重要な施設であることから、両構成市とも連携しながら、慎重に検討していきたいと考えています。なお、消防本部・宗像署の具体的検討内容については、事務局から説明いたします。

### ○花田議長

永島参事。

### ○永島参事

私から、消防本部・宗像署の整備に関する具体的な内容について述べさせて頂きます。

まず、整備の根幹となります長寿命化、建替えと言った整備の方法ですが、基本的な視点として、現状の施設で耐震強度や劣化状況に問題がある場合、それを解消する方法があるのか、消防本部・宗像署に求められる消防機能が発揮できるのか、基本的にはこの 2 点が、長寿命化か、建替えかを判断する大きな視点と考えています。

先ず、耐震強度など安全性・耐久性の確保ですが、現施設でも補強工事を実施すれば、必要な耐震強度は得られ、劣化状況についても、相応の改修工事を行うことによって、15 年から 20 年程度の長寿命化は可能との調査結果報告を受けています。

また、消防機能では、機動性の確保、職員駐車場・訓練スペースの手狭さという問題がありますが、現状は、限られた敷地を創意工夫しながら有効に活用しているところです。

当然、残り 4 つの消防署所の整備方針は、厳しい両構成市の財政事情を踏まえながらまとめなけ

ればなりません。宗像市・福津市は、それぞれが策定している「公共施設アセットマネジメント推進計画」「公共施設等総合管理計画」の中で長寿命化を基本としています。

これらの点も踏まえながら、両構成市とも協議を重ね、慎重かつスピード感をもって研究を進め整備方針をまとめいきたいと考えています。以上です。

#### ○花田議長

石松議員

#### ○石松議員

2回目以降の質問をします。まず消防長にお聞きをしたいと思います。昨年の10月に開催しました30年度の決算審議ですね。このときに意見書の中で、これに基づいて代表監査委員から、本組合の将来的課題の一つということで指摘をしております。経年による老朽化が著しい消防署について、組織力強化に伴う職員や車両の配置増に対応できる業務スペースの確保も考慮した施設の長寿命化や建て替えの検討を指摘されております。また、先日私たちにもいただきましたが消防庁舎維持基本計画と調査業務、平成31年1月策定の部分ですけれども、この中にも、今、先ほど執行部の方が答弁をされましたけれども、実際に宗像消防本部宗像消防署についての懸案点というか、何点かは載っておるんですけれども、そういったことも踏まえて、実際に今消防長が責任者として、この今の庁舎で現時点で困っていること、危惧していること、またこれは課題だというふうに考えていることについて具体的な事項についてお聞きしたいと思います。

#### ○花田議長

永島消防長

#### ○永島消防長

石松議員さんにおかれましては、常々、消防業務に、そして、特に庁舎問題につきましては、御心配をいただいているところでございます。消防本部宗像消防署の庁舎の現状につきましては、議員御指摘の老朽化や安全性と耐久性につきましては、先ほど永島参事がお答えしたとおりでございます。宗像地区消防本部消防力整備計画でお示ししましたとおり、昭和50年に建築されております。現在、45年を経過しておりますので、整備につきましては、長寿命化も含めて検討することしております。

消防本部宗像消防署は昭和50年4月、職員数49人で業務を開始しまして、その後の人口増加とともに、救急件数をはじめ、増加する各種災害に対応するために、消防力を整備してまいりました。

現在、再任用職員含めて147人で、消防車両緊急車両でございますが、24台の消防力を有しております。議員御指摘の機能性や敷地の問題等につきましては、当管内の消防力では対応できない大規模災害等で、県内の消防隊の応援や県外の緊急消防援助隊の応援を要請するような災害が発生しますと、宗像市、福津市には災害対策本部が設置されますけども、被災消防本部、要は宗像地区消防本部に、指揮本部が設置されることとなっております。

そういうことでございますので、受け入れる施設、設備や敷地の、受援体制に不安があるところでございます。また全国的な傾向でございますが、宗像地区消防本部においても昨年管内の建物火災が10件で、うち住宅の全焼火災が、2件ということでした。火災件数が減少しているということは非常に喜ばしいところでございますが、職員の大量退職等による消火技術や、知識等の伝承が重要課題となっている中で、現場の経験が少ない職員が負傷しない、あるいは殉職につながらないようにするために、ソフト面は当然でございますけども、ハード面として、火災現場をイメージできる訓練施設で十分な訓練を積ませて、安全でやりがいがある職場環境を整えて職員を育成したいと考えるところでございます。

このことは、共に活動する消防団の消防団長も同じ想いであるということでございます。よって今後継続されます宗像地区消防本部庁舎等検討委員会、あるいはその幹事会等で、このことも十分研究されて、組合長、また副組合長の御指導のもと、構成市の関係部局の御理解と御協力をぜひ、いただきながら進めたいと考えております。以上でございます。

#### ○花田議長

石松議員。

#### ○石松議員

消防長、丁寧に報告いただきまして全容がよくわかりました。事務局のほうにお尋ねをしたいのですけども、先ほども紹介しました、この調査業務の基本計画等調査業務の冊子ですね、この中に、消防署の耐震診断の劣化調査の報告のレポートが1枚ものであります。これを見ましたら、耐震診断について判定につきましては、消防本部のことですけども、RC構造の部分はバツ印であります。平成23年度に耐震補強工事が進んでいるが、重要度係数を1.25で補強したため、さらなる補強工事が必要と記載されております。具体的には2階と屋上部分のひさしの撤去工事と柱の耐震補強工事が必要とされております。また、建物の劣化点検の結果では判定は三角印であります。防水、外壁改修等を含めた大規模な改修工事、これも早期な実施が必要と記載されております。この調査自体は平成30年の7月ですからあれから約2年がたちますが、この間にされたこと、またこれについての見解をお聞きしたいと思います。

#### ○花田議長

永島参事。

#### ○永島参事

消防本部、宗像署の耐震と劣化状況の報告の中で、実際に調査結果から見ますと、先ほど述べさせていただきましたとおりなんですかけれども、耐震強度が若干不足する部分がございます。その部分について補強工事の方法が先ほど議員からもお示しがありましたとおり、屋上部分のひさしを撤去したり、柱の耐震補強をすることで、耐震強度が消防署所に求められる強度を確保できるという報告をいただいております。また劣化の状況につきましても、それぞれの劣化の状況に応じて、改修工事を行うことによって、長寿命化というのも可能だという報告になっております。

それから、今、現時点では消防本部、消防宗像消防署の中で、劣化等々による対応はというところで、部分部分宗像消防署本部の中で、例えば経年劣化によって、外壁等に補修を必要とするような、若干小さ目の補修箇所というのも実際に起きているというのが実情でございます。ただ、その中でできる部分の補修工事を行っているというのが現状です。以上です。

#### ○花田議長

石松議員。

#### ○石松議員

災害はいつ起こるか誰にもわかりませんし、またどのタイミングで起こるかもわかりません。ですから何のためにこういった調査を委託したのかというと、現状をしっかりと把握するためだと思うし、どれだけの期間をもって、私たちがいるかということが大事だと思います。いざ鎌倉のときに、拠点である消防本部が使い物にならないということになっては、本末転倒だと思います。

もちろん宗像市、福津市のいろんな公共施設抱えていますから、そういうアセットマネジメントも大事なことがあります。私はある意味ではそれよりも、市民の生命財産を守るという消防の拠点、

こちらの方が私は優先度高いやないかと、そのように私自身は思っております。

それともう一つは、裏山が土砂災害特別警戒区域だということはもう皆さん御存じだと思います。このことについてはそのレッドゾーンとかイエローゾーンのところもございます。そのために大雨が降った時は、上の宗像医師会病院のほうから大量の土砂とともに大量の水も流れ込んでいると。いうようなことも地元の方からも私はお聞きしてますけども、このことについて、事務局はどのように考えていらっしゃるか教えてください。

○花田議長

力丸次長。

○力丸次長

今、言われました裏の警戒区域につきましては、既存の住居も建設されているようですが、私どもにつきましては、宗像医師会のほうと、そういう状況を確認しまして、木の伐採、それから土砂等が流出しないように、簡易な工事でございますが、対応させていただいているところでございます。以上です。

○花田議長

石松議員。

○石松議員

これは組合長と副組合長、各々、福津市長と宗像市長でもありますので、その立場を踏まえてお答えをしていただきたいと思いますけども、私はさっき言いました、災害はいつ起こるかわからぬいし、また誰もこれを予測することは、今の段階では難しいと思っております。平成30年7月に調査報告をいただいて、状況的にも先ほど私が述べたような状況でございます。一刻も早く、今回福津消防署につきましては、そちらのほうが宗像消防署よりもやるプライオリティーが高い。ということで、それは私も現地に行って、見学させていただいて、そのように思いましたので、今回、先に建てかえができるということで喜んでおります。

しかしながら、宗像消防署、また、この地区全体の本部としての拠点ですね、これが今まで若干の工事等々をやるというだけで、先ほど担当の方の答弁もありましたけれども、組合としてのリスク管理、危機感が薄いのではないかと危惧しております。

それで、2人にお聞きしますけれども、やっぱりこういったものは防災減災の観点からもやっぱり維持更新というのは可能な限り早く計画をつくって、それに基づいて実施する。

よその自治体の事例も少しネット等で見て参りました。私が見たところは静岡県袋井市と森町というところで、人口が8万5000人と1万5000人ぐらい、合わせて10万ぐらい、少し私どもより規模は小さいですけれども、そこの資料等も拝見をしました。

平成25年から企画立案をして平成32年、令和2年度に大体消防本部ですね、拠点の本部が防災センターとともに、複合化をして完成をするというスケジュールでつくってましたが、私はこの消防施設の整備計画、やっぱりこれは宗像市、福津市ではアセットマネジメントと呼んでると思いますけども、そういうものを、福津消防署はこうだ、大島はこうだとか、単品で出すんではなくて、五つの館があるわけですから、それぞれについて、きちっとこれはどうする、あれはどうするということを、10年スパンぐらいで計画性を持って、維持や整備計画をつくった上でやると、それが必要だと思いますし、また宗像市においては、もう少し危機感を持っていただいて、このことについては、少し前向きに考えていただきたいと思っておりますが、両市長また組合長、副組合長の見解をお伺いしたいと思います。

## ○花田議長

原崎組合長。

## ○原崎組合長

組合長の私のほうから福津市長でもございますけども、お答え申し上げます。3項目につきまして、石松議員のほうから御質問いただきまして、3年続けて福岡県内では、大きな風水害の被害を受けております。災害はいつ来るかわからないということは当然でございますけども、この宗像地区におきましてもいつ大規模災害が起こるかわからない時世であります。そしてその現場の責任者であり、長であります消防長から大災害が起った場合の危惧される点や、職員が宗像地区の住民の生命、財産を守るために、使命感を持って働くおられます中で、職場の環境を充実させていきたいというそういう答弁を横で聞いておりまして、この事務方としていたしましてもこの事務組合といたしまして、優先的に消防機能を高めていく必要があると思いました。

特に今回の御質問の趣旨でありますこの消防本部宗像署の整備というのはですね、この宗像地区消防署所の中核を担う重要な施設であると認識しております。あわせまして、この宗像管内の宗像事務組合が持っております、この宗像地区の消防本署所の全体的な防災の整備計画の中で、しっかりと財政計画もあわせて、主に昨年、一昨年から進めてまいりましたけども、この検討委員会・幹事会のほうで、できるだけ早くこの計画を検討していかなければならぬと思ってます。また、前提といたしまして、それぞれの構成市が持っておりますアセットマネジメント計画とですね、兼ね合わせながらこの幹事会は、両構成市の財政担当も

あわせて検討しておりますので、できるだけ早い段階で先進地の事例も検討させていただきながら、進めていく所存でございます。よろしくお願い申し上げます。

## ○花田議長

伊豆副組合長。

## ○伊豆副組合長

石松議員が指摘されたようにこの五つの消防署の整備方針については宗像市、福津市それぞれが策定している公共施設アセットマネジメント推進計画や公共施設等総合管理計画の中で、5つの施設について幹事会を基本に検討しています。もちろん御指摘のとおり、消防施設がさまざまな施設に優先する救命救急の拠点であることは十分承知をしておりますが、この点なども踏まえながら、両構成市とも協議を重ねながら、慎重かつスピード感を持って研究を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

## ○花田議長

時間ですね。これで石松議員の質問を終了します。ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分とします。

(休憩)

## ○花田議長

休憩前に続き会議を開きます。

日程第5、第1号議案「専決処分の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を求め

ます。花田事務局長。

### ○花田事務局長

議案書の1ページ、第1号議案について説明をいたします。議案書の右下に議案番号を付しておりますので以下の議案説明の際には、そちらを御確認ください。

第1号議案「専決処分の承認について」宗像地区事務組合の分限に関する条例及び宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正する条例について

令和元年12月20日付けで専決処分したので報告し承認を求める。令和2年2月19日提出 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁 提案理由でございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が施行されたことを受け、宗像地区事務組合職員の分限に関する条例及び宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決にすべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。成年被後見人等の権利の制限にかかる措置の適正化のため、地方公務員法における欠格条項の削除等の改正が行われたことに伴い、関連する条例の改正を行ったものです。

本来であれば、条例の改正に際しては、議会に改正案を上程すべきところでございましたが、専決処分に至った経緯を申し上げます。本件の条例改正の発端である、改正された地方公務員法の施行日が令和元年12月14日でございました。しかしながら、事務局の確認が不十分であったことにより、令和元年10月の議会定例会での改正条例案を上程する機会を逸したためでございます。

また、できることであれば専決処分は行わずに、次の定例会であるこの2月議会を待って改正条例案を上程することをあわせて検討いたしました。しかしながら、数カ月間に及び、今回の改正すべき条例案を放置しますと、職員が、交通事故などを起こした際に失職させない救済措置を発動することができなくなるなど、特に重大な事態を招く恐れがあったことから、急ぎ専決処分で条例を改正させていただいたものです。

このような事態となってしまったことについては、事務局として大変反省いたしております。今後は改正漏れの防止策といたしまして、民間事業者が提供しております法令改廃情報検索システムを新たに導入し、複数名による確認体制を強化しましたことをあわせて御報告いたします。

なお、本条例は、令和元年12月20日から施行し、遡及して同月14日から適用しております。以上で第1号議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

### ○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

### ○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

（なしの声）

### ○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第1号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

## ○花田議長

全員賛成であります。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6、第2号議案「宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例及び宗像地区事務組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

## ○花田事務局長

議案書の2ページ、第2号議案について説明をいたします。

第2号議案「宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例及び宗像地区事務組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」上記の条例案を次のとおり提出する。令和2年2月19日 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁 提案理由でございます。

令和元年の人事院の職員の給与改定に関する勧告を受け、宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例及び宗像地区事務組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものでございます。改正の内容につきましては、本日、別途配布した、第2号議案関係資料で御説明をいたします。

まず、1点目は給料表の改定でございます。若年層に重点を置いた給料表の引き上げとしており、平均0.1%の上昇です。再任用職員等については引き上げがっておりません。この改正は平成31年4月1日までさかのぼって適用いたします。

2点目は期末・勤勉手当の支給率の改定です。民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を現行4.45月から、0.05月分引き上げ、4.5月に改定をいたします。

なお、この引き上げ分0.05月は、民間の支給状況を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分いたします。この改正も平成31年4月1日までさかのぼって適用をいたします。資料の表をごらんください。平成31年度改正前、令和元年度改正後及び令和2年度以降の支給率を示しております。令和元年度改正後については、12月の勤勉手当の支給率を、0.05月引き上げ、年合計支給率を4.5月といたします。令和2年度以降については、引き上げ分0.05月を勤勉手当の6月と12月分とにそれぞれ割り振って、年合計支給率を4.5月といたします。

3点目は住居手当の改定です。家賃等の下限を1万2000円から1万6000円に引き上げるとともに、手当額の上限を2万7000円から2万8000円に引き上げます。この改正は、令和2年4月1日から適用いたします。手当額が2000円を超える減額となる職員につきましては、1年間所要の経過措置の対象となります。なお、これらの改正は、いずれも人事院の勧告のとおりとなっております。以上で第2号議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

## ○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。戸田議員。

## ○戸田議員

12番の戸田です。今回期末勤勉手当の改定と住居手当の改定ということで、住居手当の部分について言うと減る方もいらっしゃると思うんですね。減額になるっていう方がこの人たちが大体何人なのかなっていうことと、減る方も期末勤勉手当のプラスで、トータルで言うとプラスなのかどうかというこの二つの質問です。よろしくお願いします。

## ○花田議長

力丸次長。

○力丸次長

今、戸田議員のご質問に関しましては、今手元に資料ございませんので、用意させていただいて後ほどの答弁ということでよろしいでしょうか。

○花田議長

いいですか。戸田議員。

○戸田議員

1問目の減る方が何人かっていうのはいいにしても、減る方がトータルでどうかっていうのはですね、非常に気になるところなんで、そのところは、いかがかなと。

○花田議長

質問ですよね。力丸次長。

○力丸次長

申しわけございません。トータル分につきましても、今手元に資料ございませんので、後ほど回答ということで、ご勘弁願いたいと思っております。

○花田議長

いいですか。よろしいですか。

○戸田議員

この議案についてですね、福津市でもあったんですけども、住宅手当のこの変更によって、減る方がいらっしゃると。そして期末手当勤勉手当は全体としては上がると、大事な点は一人一人の職員において見るとその一人一人の職員が、年間トータルでプラスなのかマイナスのかっていうのは、非常に大事な点だと思うんですよね、私はね。だからやっぱりそのところはちょっと、そこが後でっていうことになっちゃうと、議案について、判断しかねることになるんですね。いかがなんでしょうか。

○花田議長

中垣消防総務課長。

○中垣消防総務課長

消防総務課長の中垣でございます。お答えさせていただきます。まず、減る職員というところでございますが、家賃額の下限1万2000円から1万6000円に引き上げというところですけども、はつきりした資料はございませんけども、1万6000円よりも、下回る住居に住んでいる職員は今のところございません。以上です。

○花田議長

ここで暫時休憩とします。再開は追って通知連絡いたします。

(休 憇)

## ○花田議長

休憩前に引き続き会議を開きます。中垣消防総務課長。

## ○中垣消防総務課長

答えさせていただきます。時間をいただき申しわけありませんでした。いま一度確認しました結果、家賃額が1万6000円を下回る職員はございません。従いまして、減額となる職員はいないというところでございます。以上です。

## ○花田議長

よろしいよろしいですか。他に。末吉議員。

## ○末吉委員

この条例改正案が今の時点では出されるということは、例えば、昨年の12月の期末手当の改正分、31年4月まで遡及する分も含めて、事務組合職員については支給されてないというふうに理解してよろしいんでしょうか。まずその確認をお願いします。

## ○花田議長

布谷係長。

## ○布谷係長

お答えいたします。末吉議員のおっしゃるとおりでございます。以上です。

## ○花田議長

末吉議員。

## ○末吉委員

まず信じられないんですけども、人事院勧告による給与改定があった場合は、両市はこれまで12月議会で、例えば12月期間中に明確にならない場合は、一旦定例会が終了した後でも臨時会を開いて、職員の給与改定については、審議し、議決するということを両市はやってきたと思います。それで、両市の同じ職員給与の条例改定案についてはもう12月議会で可決、実施されております。今日2月19日、2ヶ月近く経過した中で御提案されるということは、どういう感覚なのか非常に不思議でならないんですけども、この間は会議を開く暇がなかったわけでもない。1月の初めに、全員協議会を開催しましたよね。そういう意味で、なぜその1日も早く職員にこの給与改定を実施するということに、なぜならなかったのか理由をお聞かせ願いたいというふうに思います。

両市の職員が給与改定になってるのに事務組合の職員については、置いておかれるとということは私、正常じゃないんじゃないかなというふうに思うんですけどもいかがでしょうか。

## ○花田議長

力丸次長。

## ○力丸次長

当然、議員おっしゃるとおり、12月に臨時会を開催して、職員に差額支給それなりの措置をするべきというところが正論だと思っております。組合議会は2月と10月が定例会になっておりまして、臨時議会を開くというよりも、私も、今回2回目この議会に登壇させていただくんすけども、組合の慣例という事で、この2月の定例会にこの議案を上程させていただいて、4月に遡及と

ということで対応していると思っておったところでございます。

今後は両構成市の議会に合わせた形で、本来の趣旨である12月に臨時議会等を開催させていただいてですね、働く方の意欲を沸かせるような形で上程させていただきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○花田議長

末吉議員

#### ○末吉委員

1月の初めに全員協議会を召集されましたね、その時にでも全協ではなくて、臨時会に移行して、1日も早く職員の給与改定については実施するべきで、事務組合の慣例かもしれません、その事がどうなのかと議論されない事自体が、私はいろんな危機管理、何か起きたときに、本当に協議できるんだろうかなという不安を感じますよ。

消防職員も、両市の職員は給与改定されてるのに、世間一般では、公務員の給与改定がされてるのに、据え置きというのも説明がつかないと思います。これについて事務組合は、両市とは離れた独自の自治体ではあるけれども、それはきちんと対応すべき事柄だと思うので、その点は組合長、今後どういうふうにお考えでしょうか。

#### ○花田議長

原崎組合長。

#### ○原崎組合長

次長の答弁にもありましたとおり、慣例に基づきこれまでやっていたという認識でおりましたけれども、大変重要なことでございます。今後は、臨時会の開催も十分検討させていただきまして、次回から開催する方向も検討することで御理解いただきたいと思います。この度は本当に申しわけございませんでした。

#### ○花田議長

戸田議員。

#### ○戸田議員

先ほどの家賃の件は、対象者がいないということで消防の総務課長さんが答弁されましたが、全体の概要を勘違いしているのかもしれません、ほかの職員の方はどうなるのか教えていただきたいんですが。

それで最初の質問のときに、下がる人がどのくらいいるとか即答できなかつた。というのが一人一人どうだっていうのが分からぬことは、非常に組織の問題というかね、非常に大事なことだと思ったので質問したのですが、最初の質問について答弁をお願いいたします。

#### ○花田議長

力丸次長。

#### ○力丸次長

組織におきましては、消防が答えたというところで疑問を持たれたっていうところですけども、我々、派遣職員につきましては両市から給与は支払われています。それからここにプロパー職員2人おりますけれども、このプロパー職員2人含めて消防のほうで給与事務を管理しているということ

で消防のほうからお答えさせていただいたところでございます。以上です。

○花田議長

質問は1回につき3回ですね。そこは十分配慮してお願いします。ほかにございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第2号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7、第3号議案「宗像地区事務組合職員の服務の宣誓に関する条例及び宗像地区事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

議案書の3頁、第3号議案について説明をいたします。

第3号議案 宗像地区事務組合職員の服務の宣誓に関する条例及び宗像地区事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について 上記の条例案を次のとおり提出する。令和2年2月19日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

提案理由でございます。 地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、宗像地区事務組合職員の服務の宣誓に関する条例及び宗像地区事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。

令和2年度から、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、当組合の関係条例を改正するものです。具体的には、議案書の3頁の2をお開きください。改正点は2点ございます。

1点目は、職員の服務の宣誓に関する条例の改正です。上の表をご覧ください。

第2条に第3項を追加しております。会計年度任用職員は、一般職の地方公務員と位置付けられることから、地方公務員法が適用され、任期の定めのない常勤職員と同様に、採用後、任命権者等の前で服務の宣誓を行ってからその職務に従事することとなります。

しかしながら、会計年度任用職員は、その名称にあるとおり、任用期間は最長で1年度となるため、仮に次年度に同じ者が再度の任用をされた場合も、現行の規定のままで、再び任命権者等の前で服務の宣誓を行ってから職務に従事することとなります。

この度、総務省から、会計年度任用職員に係るマニュアルが追加され、会計年度任用職員については、制度導入前の任用形態や任用手続きが様々であることに鑑み、服務の宣誓についてはそれぞれの職員にふさわしい形で行うことができる旨が明らかにされました。

つきましては、国が示す準則に倣い、会計年度任用職員の服務の宣誓について、任命権者が別段の定めをすることができる規定を、第3項として追加するものです。

なお、別段の定めは今後規則等で規定する予定ですが、服務の宣誓を書面の提出で足ることとする旨や、初年度の書面の提出をもって、次年度以降の書面の提出をしたものとみなすことができる旨などを定めることを見込んでおります。

次に、2点目は、公務災害補償等に関する条例の改定です。下の表をご覧ください。

第5条に、第5号を追加しております。会計年度任用職員には、パートタイムとフルタイムの2種類の勤務形態があります。このうち、パートタイムの会計年度任用職員には、報酬を支払うこととなり、フルタイムの会計年度任用職員には、給料を支払うこととなります。現行の公務災害補償等に関する条例には、報酬に係る規定はありますが、給料に係る規定が存在しないため、所要の改正を行うものです。なお、本条例の施行は、令和2年4月1日からを予定しております。

以上で、第3号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

### ○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

### ○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

### ○花田議長

これをもちまして、討論を終結いたします。これより第3号議案について、採決を行います。本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

### ○花田議長

全員賛成です。よって、第3号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、第4号議案「宗像地区事務組合職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

### ○花田事務局長

議案書の4頁、第4号議案について説明をいたします。

第4号議案 宗像地区事務組合職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 上記の条例案を次のとおり提出する。令和2年2月19日 宗像地区事務組合 組合長

原崎 智仁 提案理由の説明をします。宗像地区事務組合職員等の旅費に関して、日当及び宿泊料の水準を国等に準拠したものに見直すことに伴い、宗像地区事務組合職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。当組合の旅費における日当及び宿泊料の単価等について見直すため、関係条例を改正するものです。具体的には、議案書の4頁の2をお開きください。改正点は、2点ございます。

1点目は、日当を支給する範囲の変更です。表の左上、第16条をご覧ください。第16条に第3項を追加しております。現在、当組合では、宗像市と福津市の区域内を除き、原則として日当を支給することとしています。改正後は、福岡県内における旅行については、原則として日当を支給いたしません。例外として、宿泊を伴う場合は福岡県内における旅行であっても日当を支給することとしています。

2点目は、日当及び宿泊料の単価の変更です。下の段の別表をご覧ください。右下の下線部分が現行の単価です。左下の下線部分が改正後の単価です。日当及び宿泊料のいずれも、国家公務員の金額に準じた改正案としています。なお、改正案の施行日は、令和2年4月1日を予定しています。以上で、第4号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

#### ○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。戸田議員。

#### ○戸田議員

国に準拠してということでこうなったという事ですが、具体的に言うと、日当が上がる人と下がる人について、これが国の基準の準拠なんでしょうけど、この意味合いがちょっとよくつかめないのでもう少し詳しく説明していただければと思います。

#### ○花田議長

力丸次長。

#### ○力丸次長

今回の見直しに関しましては、構成市等の日当、宿泊料等も参考にさせていただきながら検討させていただいた経緯がございます。日当につきましては、構成市では、差をつけてないところが過半数でございます。ただ金額についても宗像市、福津市でも異なっております、宗像市は一律に2200円。福津市は2000円ということで明記しておりますが、具体的な根拠等はございません。私ども今後、この日当、旅費の考え方につきましては、改めて国に準拠させていただくというところで今回のこの数値を採用しております。

お尋ねの、例えば現在が2400円のところが2600円に上がるんじゃないかなっていうところ具体的な質問だと思うんですが、この点につきましては国のほうで、我々一般職のほうは3級から6級で2200円を示されております。ただ、7級以上ということで特別職、これが議員の皆様と市長等に該当するところになりますが、こちらは2600円という定めがございますので、今回この額を採用させていただいているところでございます。説明は以上です。

#### ○花田議長

よろしいですか。戸田議員。

○戸田議員

おおむねわかったような気がするんですけども国の基準と同時に、両市の現状も踏まえながら、設定したと、今後必要があれば見直す余地もあるようなニュアンスというふうに受けとめたんですけども、よろしいでしょうか。

○花田議長

力丸次長。

○力丸次長

国の改定、見直しがあればそちらに準拠させていただきたいというふうに考えておりまして、今回お示しをさせていただいた額につきましてはですね。見直しは国に準じて見直しをさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○花田議長

ほかにございませんか。末吉議員。

○末吉議員

消防職員についてお聞きしたいんですが、消防学校が今、移転してますよね。福津・宗像外だから、おそらく、宿泊、日当がつくのかなというふうには思うんですが、例えば救急救命職員任用で長期に入所をして、研修されることがあると思うんですが、これは県内であっても、宿泊が大前提ですよね。そういう、ケースの場合は、今までどうしていたのか、今回の適用についてどうなるのかお聞かせ願いたい。出張と研修は違うとは思いますが。

○花田議長

永島消防長。

○永島消防長

現在の実情を御説明いたします。救急救命士の研修所、折尾にございます九州研修所につきましては、給与等の旅費条例に基づいて日当支給をしております。実情に応じて支給するということにしております、宿泊ですので、例えば月曜の1日に日当、泊まりまして、金曜日に一応帰宅させるようにしておりますので、帰りの日当と当然それに運賃ということで実情に応じて支給をしております。ですから火曜から、木曜日の間の日当は支給しておりません。

県の学校につきましても、その実情に応じて行きと帰りに日当と旅費というふうに県内は今出しております。宿泊につきましてはそれぞれ負担金という形で請求がきますので、宿泊料は今1万4000円だと思いますけども、その中の実情に応じて支給するというふうに条文ございますので、そちらのほうには負担金の中で支払っておりますので宿泊料は支給しておりません。以上が実情でございます。

○花田議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして、討論を終結いたします。これより第4号議案について、採決を行います。本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって、第4号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、第5号議案「宗像地区事務組合水道給水条例及び宗像地区事務組合簡易水道給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

議案書の5ページ、第5号議案について説明をいたします。第5号議案 宗像地区事務組合水道給水条例及び宗像地区事務組合簡易水道給水条例の一部を改正する条例について 上記の条例案を次のとおり提出する。令和2年2月19日 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁

提案理由でございます。水道法の一部を改正する法律の施行に伴う、関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成31年政令第154号。）及び水道法施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第57号）が施行されたことに伴い、宗像地区事務組合水道給水条例及び宗像地区事務組合簡易水道給水条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。

この第5号議案につきましては、先ほどの第1号議案と同様に法令改正に伴い速やかに、関係条例を改正しておくべきものでした。

第1号議案での反省を受け、条例改正の遺漏について、再確認したところ、1件の漏れが判明したため上程させていただくものでございます。事前の議会での上程の機会を逸してしまったことは大変申しわけなく、思っているところでございます。

それでは、内容の説明をいたします。具体的には、議案書の5ページの2をお開きください。変更に係る条文は第28条及び第39条の2つがございます。いずれも引用する政令または省令の条文の変更に伴う改正であり、条例が発揮する規範としての効果を変えず維持しようとするものです。条例改正を行っていない現状として、実務上どのような影響があるかの視点から少し御説明をさせていただきます。

第28条第2項の水道メーター料については、同条第1項で、徴収の根拠規定が存在しています。同条第2項は、水道メーター料の位置づけを確認する規定であることから、修飾語として引用する省令の条例参照に、瑕疵があったとしても、料金徴収に実務上の影響を及ぼすものではございません。また、第39条は給水装置の基準違反に対する措置に係る規定でございます。改正法令は令和元年10月に施行されていますので、条例改正をしていない現状では、従来の条例の規範を発揮できず、給水停止の措置などができないこととなります。しかしながら、給水工事における現場の状況は、通常は行政指導により、給水停止を行わずとも、給水装置を基準に適合させることができないと判断しております。次のページの簡易水道給水条例の第39条も同様でございます。

このような状況から第5号議案につきましては、実務上の影響は一部にあるものの、重大かつ喫緊に対応すべき事態は想定されなかったことから、急ぎの専決処分とはせず、本来の改正条例の上程手続をもって議会にお諮りするものでございます。以上で第5号議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第5号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって第5号議案は原案のとおり可決されました。  
ここで暫時休憩といたします。再開は13時ちょうどします。

(休 憩)

○花田議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、第6号議案「宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

議案書の6ページ、第6号議案について説明をいたします。第6号議案 宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について 上記の条例案を次のとおり提出する。

令和2年2月19日 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁

提案理由でございます。地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）が施行されたことに伴い、宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものでございます。地方自治法の一部が改正されたことに伴い、当組合の関係条例を改正するものです。具体的には、議案書の6ページの2をお開きください。水道事業の設置等に関する条例の新旧対照表です。改正点は1点です。右側の下線部の現行では、地方自治法第243条の2を引用しておりますが、左側の下線部の改正案では第243条の2の2を引用することとしております。条例が発揮する規範としての効果に変更はございません。

なお、本条例の施行は、令和2年4月1日からを予定しております。以上で第6号議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

## ○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

(なしの声)

## ○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第6号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

## ○花田議長

全員賛成であります。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11、第7号議案「令和元年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

## ○花田事務局長

議案書の7ページ第7号議案について説明をいたします。第7号議案 令和元年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第2号）について 令和元年の宗像地区事務組合一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。令和2年2月19日 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁

補正予算書の1ページをご覧ください。歳入歳出予算の補正でございます。第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3755万5000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9980万2000円とするものでございます。併せて地方債の補正を計上しております。

4ページをお願いいたします。第2条 地方債補正でございます。1件の起債について、契約額の確定に伴い、2070万円を減額します。減額した箇所は下線部分となります。次に、事項別明細書に沿って説明をいたします。

まず、歳入について10ページ、11ページをお願いいたします。4款財産収入 2項財産売払収入 1目不動産売払収入は、補正前の額1000円から5825万5000円を増額し、5825万6000円とするものです。増額の理由は宗像自治会館につきまして、一般競争入札により売却し、その売却額5825万6201円の収入を得たことによるものです。なお、売却契約につきましては、行政実例等を確認の結果、本組合の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の議会の議決に付すべき財産の取得または処分に該当しなかったため、既に買受人と売買契約を締結しております。8款組合債 1項組合債 1目消防債は補正前の額、1億1100万円から2070万円を減額し9030万円とするものです。減額の理由は先ほど説明したとおり、契約額の確定に伴うものです。

次に、歳出の主なものでございます。12、13ページをお願いいたします。2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費は補正前の額3547万6000円に対し31万2000円を増額し、3578万8000円とするものです。増額理由は、令和2年4月1日からの、財務会計システムの更新に当たり、クラウド化を計画しており、導入準備のための費用を13節委託料に計上するものです。2款総務費 1項総務管理費 3目財産管理費は補正前の額、345万6000円に対し、5825万7000円を増額し、6171万3000円とするものです。宗像自治会館の売却収入の取り扱いにつきましては、構成市と協議を行い、今年度中に全額を19節負担金として支出することで協議が整いましたので支出するものです。負担金の案分割合につきましては、本年度の総務費負担金の割合を用いております。

なお、これらの財務上の処理につきましては、予算計上に先立ち、当組合と構成市、三者で取り交わした覚書に基づき行っております。

3 款衛生費 2 項清掃費 1 目し尿処理場費は、補正前の額 1 億 2640 万 8000 円に対し、320 万円を減額し 1 億 2320 万 8000 円とするものです。細目 3 し尿処理場管理運営事業につきまして、契約額の確定等に伴う執行残の整理により、13 節し尿処理施設管理委託料を 266 万 7000 円、し尿処理施設保守点検料を 53 万 3000 円減額するものです。

次に、4 款消防費 1 項消防費 1 目常備消防費は補正前の額 15 億 8294 万 3000 円に対し、1455 万 4000 円を減額し、15 億 6838 万 9000 円とするものです。説明欄上段、細目 1 職員人件費のうち 2 節給料につきましては、給与改定に伴う増額のほか、退職に伴う減額を行い、差し引き 69 万 6000 円を増額しております。4 節共済費につきましては、給与改定及び標準報酬月額の改定に伴う増額のほか、退職に伴う減額を行い、差し引き 626 万 8000 円を増額しております。詳細については 16、17 ページの給与費明細書を御参照ください。

次に、説明欄下段、細目 11 消防車両維持管理事業費につきましては 18 節備品購入費において、入札において、消防車両の仕様見直し、また、契約額の確定に伴い、2151 万 8000 円を減額しております。

続きまして 14、15 ページをごらんください。6 款予備費 1 項予備費 1 目予備費につきましては、補正前の額 4173 万 2000 円に対し 326 万円を減額し、3847 万 2000 円としております。

以上で第 7 号議案 令和元年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

## ○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

## ○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

（なしの声）

## ○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第 7 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんとの起立を求めます。

（全員起立）

## ○花田議長

全員賛成であります。よって第 7 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 12 第 8 号議案「令和元年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

## ○花田事務局長

第 8 号議案について説明をいたします。第 8 号議案 令和元年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について 令和元年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。令和 2 年 2 月 19 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁 補正予算書をお願いいたします。

1 ページをごらんください。第 1 条 歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ 40 万円増額し総額を 2822 万 2000 円とするものでございます。第 2 条は債務負担行為を計上するものでございます。それでは、補正予算書の内容につきまして説明をいたします。

3 ページをごらんください。第 2 条 北九州市への水道事業包括業務委託費について、債務負担行為を計上するものでございます。限度額 447 万 8000 円。期間は令和元年度から令和 2 年度までとしております。令和 2 年 4 月 1 日からの業務委託のため、今年度に契約を行うものでございます。歳入歳出予算の補正の内容につきましては事項別明細にそって説明をいたします。

まず、歳入の説明でございます。6 ページ、7 ページをお願いいたします。歳入 2 款分担金及び負担金 1 項 1 目 1 節水道利用加入金でございますが、補正前の額 1000 円を、32 万 9000 円増額補正いたしまして、33 万円とするものでございます。水道利用加入金の収入が 1 件あったため、増額補正するものでございます。3 款繰入金 1 項 1 目 1 節福津市繰入金でございますが、補正前の額 2636 万 6000 円を、7 万 1000 円増額補正いたしまして、2643 万 7000 円とするものでございます。補正による収受の変更に伴い、福津市繰入金を増額補正するものでございます。

次に、歳出の説明でございます。8 ページ、9 ページをごらんください。1 款総務費 1 項 1 目 13 節委託料包括委託料事業費でございますが、補正前の額 240 万 6000 円を、40 万円増額補正いたしまして、280 万 6000 円とするものでございます。内容は配水管の漏水修理が想定以上に発生いたしましたために、北九州市に委託しております包括委託料を増額するものでございます。以上で本木簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

## ○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

## ○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

（なしの声）

## ○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより第 8 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

（全員起立）

## ○花田議長

全員賛成であります。よって、第 8 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 13、第 9 号議案「令和元年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

## ○花田事務局長

第 9 号議案について説明をいたします。第 9 号議案 令和元年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 2 号）について 令和元年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。令和 2 年 2 月 19 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁  
補正予算書をお開きください。令和元年度水道事業会計補正予算（第 2 号）について説明をいた

します。

まず、1ページの第2条につきましては、予算の第3条に定めております。収益的収入の第1款水道事業収益 第1項営業収益を2564万3000円増額補正し、第2項営業外収益を1390万1000円増額補正し、水道事業収益合計で36億2033万2000円とするものでございます。また、収益的支出の第1款水道事業費用 第1項営業費用を535万円増額補正。第2項営業外費用を53万円増額補正いたしまして、水道事業費用合計で35億7582万7000円とするものでございます。第3条につきましては、予算の第4条に定めた資本的収入の第1款資本的収入 第2項負担金及び寄附金を353万円増額補正。第4項出資金を20万円減額補正いたしまして、資本的収入合計で9億3174万9000円とするものでございます。また、資本的支出の第1款資本的支出 第1項一般改良費を1億1340万円減額補正、第2項拡張事業費を5865万円減額補正、第5項出資金を20万円減額補正いたしまして、資本的支出合計で18億1584万6000円とするものでございます。

次に、2ページをお開きください。第4条につきましては、予算第11条を12条とし、第5条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に第5条債務負担行為を加えるものでございます。北九州市への水道事業包括業務委託に関するもので、限度額9億8605万円。期間は令和元年度から令和2年度までとするものでございます。令和2年4月1日からの業務委託のため、今年度に契約を行うものでございます。第5条につきましては、予算第10条に定めた棚卸資産購入限度額を、3200万円減額補正し、9579万1000円とするものでございます。これは入札等により残額を減額するものでございます。

次に、3ページ、4ページをお開きください。補正予算実施計画でございますが、1ページの第2条及び第3条の内訳を掲載したるものでございます。詳細につきましては、10ページから事項別明細書に記載しておりますので、ここでは説明を省略させていただきます。

次に、5ページをお開きください。予定キャッシュフロー計算書でございます。この表は、1会計期間におけるキャッシュフローを業務活動、投資活動、財務活動の三つに区分して表示したものでございます。最下段の資金期末残高は55億3394万4115円となる予定でございます。

次に8ページ、9ページをお開きください。令和元年度末、令和2年3月31日時点の予定貸借対照表を掲載しております。資産合計負債資本合計でそれぞれ411億7679万586円となる予定でございます。

10ページ、11ページをお開きください。事項別明細書でございます。まず、収益的収入及び支出の収入の部、1款1項営業収益 1目給水収益 1節水道使用料ですが、水道使用料が当初予算見込みより2000万円多く見込めるため、増額補正し27億267万8000円とするものでございます。

これは主に福津市域の水道利用者の増加が要因と思われます。2目受託工事収益 1節受託工事収益ですが、200万円増額補正し7000万円とするもので、水道工事を行う箇所について、関係市と再協議を行った結果、受託で行う舗装工事が増加することによるものでございます。3目その他営業収益 2節手数料ですが、55万7000円減額補正し1億3411万8000円とするもので、料金システムOS更新費用が予定より安価であったため、関係市下水道課からの手数料を減額するものでございます。3節他会計負担金ですが、420万円増額補正し、1011万7000円とするもので、消火栓の修理にかかる費用が増加するため、関係市からの負担金を増額するものでございます。次に、2項営業外収益 3目加入金 1節水道利用加入金ですが、2803万3000円増額補正し、1億3334万5000円とするもので、新規水道利用申し込み者が当初見込みによりも多いため加入金収入を増額するものでございます。4目雑収益 1節不用品売却収益ですが、77万8000円増額補正し、146万3000円とするもので、使用済み量水器売却単価が当初見込みより高かったためでございます。5目消費税還付金 1節消費税還付金ですが、補正による収支構成の変化により消費税が還付から納税へなる見込みであるため、1491万減額補正するものでございます。

支出の部では、1款1項営業費用 1目原水及び浄水費 16節委託料を1550万円減額補正し、3億3466万3000円とするものでございます。これは包括業務委託料のうち、委託料を150万円 修

繕費を 1400 万円減額補正するもので、入札等の執行残によるものでございます。2 目配水及び給水費 16 節委託料を 2000 万円増額補正し、2 億 8155 万 8000 円とするものでございます。これは包括業務委託料のうち入札等の執行残により、委託料を 200 万円減額、漏水事故が想定以上に発生したため、修繕費を 2200 万円増額するものでございます。3 目受託工事費 23 節工事請負費を 200 万円増額補正し 7000 万円とするもので、水道工事を行うカ所について、関係市と再協議を行った結果、受託で行う舗装工事が増加することによるものでございます。4 目総係費 30 節負担金を 115 万円減額補正し 2 億 2224 万 3000 円とするものでございます。これは包括業務委託のうち料金システム O S 更新費用が予定よりも安価であったため、委託料を 65 万円減額、コンビニエンスストアでの納付書払い込み手数料が見込みよりも少なかったため、50 万円減額補正するものでございます。2 項営業外費用 3 目消費税 54 節消費税を 53 万円増額補正するもので、補正による収入支出構成の変動に伴い、増額するものでございます。

12 ページ、13 ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入の部、1 款 2 項負担金及び寄附金 1 目負担金及び寄附金 1 節負担金を 353 万円増額補正し、1999 万円とするものでございます。消火栓新設及び取換費の負担金に変更が生じるため、関係市からの負担金を増額するものでございます。4 項出資金 1 目出資金 1 節出資金を 20 万円減額補正し、2 億 8796 万 9000 円とするものでございます。福岡地区水道企業団への出資金が確定したため、関係市からの出資金を減額するものでございます。支出の部、1 款資本的支出 1 項一般改良費 2 目取水施設費 16 節委託料を 80 万円減額補正し、285 万 9000 円。23 節工事請負費を 500 万円減額補正し 3158 万 6000 円とするもので、入札等の執行残を整理するものでございます。4 目浄水施設費 16 節委託料を 1800 万円減額補正し、1885 万円。23 節工事請負費を 200 万円減額補正し、750 万 7000 円とするもので、入札等の執行残を整理するものでございます。6 目配水施設費 23 節工事請負費を 8360 万円減額補正し、10 億 4821 万 9000 円。8 目事務費 16 節委託料を 400 万円減額補正し、5690 万円とするもので、入札等の執行残を整理するものでございます。2 項拡張事業費 1 目施設整備費 16 節委託料を 2665 万円減額補正し、4888 万円とするものでございます。福津市下水道工事に伴う配水管布設工事の委託料を入札等による残額を減額するものでございます。23 節工事請負費を 3100 万円減額補正し 6336 万円。3 目事務費 16 節委託料を 100 万円減額補正し 1812 万円とするもので、配水管延長の工事件数が少なかったこと、及び入札による残額を減額するものでございます。5 項出資金 1 目出資金 61 節出資金を 20 万円減額補正し 709 万 9000 円とするものでございます。福岡地区水道企業団への出資金確定により減額するものでございます。以上で、令和元年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

## ○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。石松議員。

## ○石松議員

予算書の 10 ページと 11 ページですか。事項別明細書の収益的収入で、営業収益のところが約水道使用料が 2000 万円の増額補正ということと、営業外収益のところで加入金が約 2800 万円増額ということでこの理由は、当初予定よりも加入者が増えたということでした。どの程度加入者が増えたのか分かりましたら教えていただきたいと思います。

## ○花田議長

青谷主幹。

## ○青谷主幹

まず、加入金でございますが、宗像市域で当初予定しておりました件数は292件です。今年度の見込みとしましては、438件を予定しております。福津市は当初予算のときに予定しておりました件数は448件です。今年度末の年間の見込み件数としまして374件を予定しております。以上でございます。

○花田議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより第9号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。予定第9号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14、第10号議案「令和2年度宗像地区事務組合一般会計予算について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

議案書10ページ、第10号議案について説明をいたします。第10号議案 令和2年度宗像地区事務組合一般会計予算について 令和2年度宗像地区事務組合一般会計予算を別紙のとおり提出する。令和2年2月19日 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁

令和2年度一般会計予算の説明に入る前に、令和元年度予算からの大きな変更点につきまして3点説明させていただきます。

まず1点目は、歳出科目における節番号の変更についてでございます。令和2年4月からの会計年度任用職員制度の創設に伴い、地方公共団体における非常勤職員に対する給与等の給付についての法的根拠が明確化され、法制度上7節賃金を用いなくなることを踏まえ、地方自治法施行規則の一部が改正されました。改正内容は、歳出科目のうち7節賃金の節を削除し、8節報償費以降の節番号を一つずつ繰り上げるというものです。同規則の施行日は4月1日となっていることから、当組合におきましては、令和2年度予算の歳出科目について7節賃金を削除するとともに、8節報償費以降の節番号を繰り上げ、予算編成を行っております。

続いて2点目は、会計年度任用職員に関する予算についてでございます。会計年度任用職員制度の創設に伴い、人件費予算につきまして、令和元年度までは、臨時職員の賃金を7節に計上していましたが、令和2年度は、1節報酬や2節給料等に計上するとともに、予算書38ページ、給与費明細書の一般職の(1)総括につきまして、新たに会計年度任用職員以外と、会計年度任用職員の内訳の表を加え作成をいたしております。

3点目は、職員等の旅費日当及び宿泊料予算についてでございます。議案第4号で条例改正の審

議をいただきました。職員等の旅費日当及び宿泊料予算につきましては、改正後の単価にて計上しております。なお、これらの3点につきましては、一般会計に加え、他3会計につきましても同様に変更しております。それでは、議案内容の説明に移ります。詳細は力丸次長のほうから説明をいたします。

#### ○花田議長

力丸次長。

#### ○力丸次長

それでは議案内容の説明に移ります。詳細につきましては、別冊の予算書のほうで説明させていただきます。1ページをお願いします。歳入歳出予算でございます。第1条歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8922万8000円と定めるものです。前年度当初予算に比べ6191万3000円の増額としております。それでは歳入予算から事項別明細書をもとに説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金 1項負担金は対前年度比6842万9000円を増額し19億4473万7000円を計上しております。このうち4目の消防費負担金は、対前年度比6361万円を増額し、17億2372万2000円を計上しております。また、3目の衛生負担金につきまして、令和2年度から新たな負担金として2節に清掃施設撤去費負担金を加えております。これは曲のし尿処理場の解体に向けた事業費に対する負担金で事業の詳細は歳出で説明いたします。

12、13ページをお願いいたします。中段、7款諸収入 2項雑入 1目雑入は対前年度比1545万1000円を減額し、2378万5000円を計上しております。主なものは福岡都市圏消防通信指令業務の共同運用に当たり、共同指令センター、庁舎に係る基金助成金647万8000円。デジタル無線整備事業に係る助成金。予算書には福岡県市町村振興協会助成金と明記している額1535万5000円となっております。減額の主な理由は令和元年度福岡都市圏消防通信指令業務の共同運用により消防職員を福岡市へ2人派遣することに伴う負担金1881万4000円などを計上しておりましたが、令和元年度で派遣事業が終了し、平和2年度から福岡市への事務委託に完全移行するためでございます。8款組合債は対前年度比1200万円を増額し、1億2300万円を計上しております。津屋崎・玄海出張所の水槽付消防ポンプ自動車1台の更新及び高規格救急車1台とその資機材の更新、並びに福津消防所署救急隊の1隊贈隊に伴う、高規格救急車1台とその資機材の新規購入に係る財源でございます。なお、組合債の限度額につきましては、4ページの第2表地方債に記載しております。

次に、歳出の説明をいたします。14ページ、15ページをお願いいたします。1款議会費につきましては大きな変更はなく182万8000円を計上しております。次に2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費は対前年度比227万2000円を増額し3774万8000円を計上しております。主な増額理由は、細目3総務一般事務費につきまして、会計年度任用職員の採用に伴う、人件費関連の増額が84万4000円と17ページの13節システム使用料としまして、財務会計システムのクラウド化に伴う使用料及び法令改廃情報提供システムの使用料、計110万1000円を計上したためでございます。2款総務費 1項総務管理費 2目文書広報費につきましては、対前年度比28万4000円増の105万7000円を計上しております。主な増額理由としまして、当組合広報の福津市民への配布方法につきまして、現行の広報紙面の掲載から広報紙へ折り込む方法へと変更するため、新たに印刷製本費を計上したことによるものです。

18ページ、19ページをお願いいたします。2款総務費 1項総務管理費 3目財産管理費は対前年度比122万4000円を減額し223万2000円を計上しております。主な減額理由は宗像自治会館の売却に伴い、令和元年度予算に計上していた警備委託料や光熱水費、修繕費などの維持管理費経費を計上する必要がなくなったためなどによるものです。

20ページ、21ページをお願いいたします。3款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費は

対前年度比 425 万 7000 円を減額し 1585 万円を計上しています。主な減額理由は、18 節派遣職員負担金につきまして構成市からの派遣職員の交代に伴い、前任者よりも若い職員が派遣されたため、かかる人件費分を減額したものでございます。

22 ページ、23 ページをお願いいたします。3 款衛生費 2 項清掃費 1 目し尿処理場費は対前年度比 1045 万 3000 円を増額し 1 億 3686 万 1000 円を計上しております。増額の理由につきましては、再任用職員 1 人の退職に伴い、かかる人件費 289 万 8000 円を減額いたしましたが、その代替として派遣職員 1 人の増員を構成市に要望し、細節の 3 し尿処理場運営事業の 18 節派遣職員負担金を 1060 万円増額しております。また、曲のし尿処理場の解体に向けて細目 4 し尿処理場撤去事業を新設しまして、予算額 300 万 3000 円を新規に計上しております。令和 2 年度は施設解体に向けて土壤調査やダイオキシン、アスベスト調査を実施する計画です。4 款消防費 1 項 1 目常備消防費は対前年度比 4266 万 9000 円の増額で、16 億 2561 万 2000 円を計上しております。経費の主な内容でございます。まず 23 ページの説明欄下段の細目 1 職員人件費は給与条例改正及び救急隊の増隊に伴う職員 2 人の増員などによりまして、対前年度比 4296 万 7000 円増の 12 億 4558 万 6000 円を計上しております。

続きまして 24 ページ、25 ページをお願いいたします。25 ページ、説明欄中段のところですね、細目 3 職員人事管理費につきましては、対前年度比 210 万 5000 円減の 1653 万 7000 円を計上しております。主な減額理由は 8 節旅費の見直しによるものです。25 ページ説明欄の最下段から細目 5 庁舎施設維持管理費につきましては、対前年度比 1976 万 4000 円減の 2670 万 3000 円を計上しております。主な減額理由は令和元年度は福津消防署の車庫増築や大島分遣所の改修などの、工事請負費予算 2203 万 8000 円を計上しておりましたが、令和 2 年度は大きな工事予算を計上していないためございます。

28 ページ、29 ページをお願いいたします。29 ページ説明欄の下から、31 ページにわたって記載しております。細目 11 消防車両維持管理事業費につきましては、対前年度比 5275 万 1000 円減の 8240 万 1000 円を計上しております。17 節備品購入費消防車両ほか備品につきましては、津屋崎玄海出張所に配置予定の水槽付消防ポンプ自動車等購入の予算 6351 万 4000 円を計上しております。減額理由は令和元年度の購入車両との仕様規格の相違によるものでございます。次に説明欄、中ほどの細目 12、通信機器事業費につきましては対前年度比 255 万 2000 円増の 1 億 2575 万 4000 円を計上しております。主な増額理由は、14 節工事請負費に非常用発動発電機集約工事請負費として 203 万 2000 円を計上しているためです。この工事は宗像消防署、福津消防署及び津屋崎玄海出張所に設置している計 6 基の非常用発電機をそれぞれの署所内で集約し、計 3 基としまして維持管理費を削減するための工事でございます。

続きまして、34 ページ、35 ページを説明いたします。35 ページ説明欄、上部細目 19 救急車更新事業費につきましては、対前年度比改造の 7583 万 6000 円を計上しております。17 節備品購入費に高規格救急自動車及び資機材をそれぞれ 2 台分の購入費用分としまして、7583 万 6000 円を計上しております。その内訳は福津消防署に新規に配置予定の高規格救急自動車 1 台及びその資機材、津屋崎玄海出張所に配置している高規格救急車 1 台とその資機材の更新になります。35 ページ中段の 5 款公債費は消防部門における消防施設設備や消防車両等の購入のために借り入れた組合債の償還元金と利子です。対前年度比 1163 万 4000 円の増で 2 億 6064 万 8000 円を計上しております。歳入及び歳出予算に関する説明は以上です。

なお、36 ページから 47 ページまでは給与明細書を 48 ページ、49 ページには地方債の現在高調書を掲載しておりますので御参照ください。

以上で、第 10 号議案 令和 2 年度宗像地区事務組合一般会計予算書の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑の方法は歳入歳出に分けて質疑を受けたいと思います。まず、1ページから13ページまでのうち歳入に関する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

次に14ページから最後の49ページまでの歳出に関する質疑を受けます。質疑ございませんか。石松議員。

○石松議員

まず予算書の22、23ページの衛生費のし尿処理場処理費です。ここ1番下にし尿処理場の撤去事業ですね、令和2年度から新規であるということですが、委託料が三つほどありますと土壤とダイオキシンとアスベスト等調査委託料というものの額が約300万円上がりますけれども、これは令和2年度だけという考え方でよしと考えていいでしょうか。

○花田議長

矢野主幹。

○矢野主幹

委託料の調整委託料で3件あがっておりますが、ダイオキシン、アスベストについては1回のみでいいだろうとは思いますけども、土壤調査汚染の分に関しましては、まず、来年度は浄化センターで使用しました薬品関係を全て調べて、その中で、汚染有害物質があるのかどうかっていうのを、全て調べて、その結果いかんと、次年度以降調査があるのかないのかがわかつてくると思います。以上です。

○花田議長

石松議員

○石松議員

そうしますとダイオキシンとアスベストについては1回で終わろうということですけれども、その結果、最悪のケース、もしその有害なダイオキシンとかアスベストあつたら出てきたという結果報告があったときにはどのような形になるのか。また土壤についても今年度、色々と細かく調査するようですが、これについても同じく、あまりよろしくないような結果が出たときにはどのような対策を打たれるのか教えてください。

○花田議長

矢野主幹。

○矢野主幹

設計の中に濃度に応じてダイオキシンであれば作業の方法が違ってきます。多くあれば飛散防止するために、防護幕とかを設置して工事をするということになりますけども、そうでなければ通常の作業員に特に防護服とかを着なくて作業できることになりますので、労働安全衛生法や要綱とかがございますので、その中で濃度に応じて作業の方法とかが違つてまいります。その結果が出たところですね、また作業の方法を決定するということになります。

アスベストにつきましては、問題になったときにアスベストの含有量が多いものにつきまして

は既に撤去工事をやっております。それで、あと、2段、3段と強化されておりますので、その分につきましては、今度調査をやりますので、壁材とか、床材、タイルの中にアスベストが若干入ってる材質があるかと思いますので、その分については処分の方法をどうするのかを、解体のときの設計書の中に組み込んでいくっていうようになると思います。

土壤汚染調査についてはし尿処理場ですから、特定有害物質が26項目あるんですけども、その中で、1項目ずつ調べていくんですけども、なければそれで終わり。あれば、何メーターかおきにボーリングをして採取した資料について、薬品の中から出てきた有害物質が入ってるかどうか汚染されてるかどうかを調べていくということになります。それで、その結果何も出てこなければそれで終わりますし、ボーリングで、もし出てきた場合は、その影響範囲がどのように広がっているか詳細に調べて、それで、あとは覆土をするのか、土の入れ替えをするのかという問題が出てくると思います。以上です。

#### ○花田議長

石松議員。3回目です。

#### ○石松議員

今、お話を聞いていまして、私、アスベストについて、少し危惧したんですけども、これは解体時のための準備作業の調査だと思いますけども、ダイオキシンについては以前、大分撤去してという話ですけども、今現在、あそこで作業してある方がいらっしゃると思うんですけど、その方々に対する健康被害等は大丈夫なのかどうか、その1点だけ答えお願いします。

#### ○花田議長

矢野主幹。

#### ○矢野主幹

はい。今残ってる分につきましては、非常に少ないか、健康影響はないか、そういうところの分でありますと、健康影響があるということであれば、即、今の段階でも撤去作業しなければいけないっていうことでございますけども、それはございませんので、特に今の段階で、そこに従事してある作業者の方の健康影響が出るような濃度ではございません。

タイル等、その中にアスベストの含有量が0.1%以上含まっているかどうかも分かりませんが、今後調査をして本当に処分するときにどう処分するかの問題で、今の段階では作業員の健康上の影響はございません。

#### ○花田議長

ほかにございませんか。戸田議員。

#### ○戸田議員

予算書の35ページになります。救急車更新事業費ということで新しく配置ということです。私は救急車の場合は、現場に到達する時間が何分かだとか、それから病院につくのが何分かとかいうことが非常に大事なことかなと考えています。今日配付いただいた令和元年火災救助統計を拝見させていただきますと、現場に到着する時間が平均ですけども、たしか8.8分となってたと思います。これが前年度2019年度のファイアーレポートを見ますとほぼ同じ8.8分なんですね。それともう一つ、医療機関への収容の所要時間ですけども、これが32.7分となっていまして、同じく去年のファイアーレポートを見ますと32.6分ということで、少し0.1分伸びているのかなというふうに思っています。救急車の台数も増やして、人口増に対応した流れで進んでるというふうに私

も認識してるんですけども、今回の救急車の新しい配置とこの人口増加にうまくマッチングして動いているのかどうかというのが質問の趣旨です。実は先ほども言いました火災救急救助統計の16ページに過去10年間の救急出動の件数と、人口の推移が書いてあるんですけども、単純に見ますと人口はこれでいうと1.07の増なのに、救急の出動件数は1.3というように、かなり大きく伸びてるんでその辺の見通しですね、つまり到着時間だとか、病院に運び込む時間、この間の経過との関係で、来年度予算のこういう配置をどのように見てるというのをちょっとお聞かせいただければと思います。

#### ○花田議長

永島消防長。

#### ○永島消防長

戸田議員の御指摘のとおり、救急統計に出ておりますとおり覚知から、現場到着の所要時間が平均8.8分というところになっておりますし、収容時間におきましても、32.7分ということになっております。今回、救急車の1台は福津消防署に増隊ということで、あと1台は津屋崎・玄海出張所更新ということで、今のところ初任科生が予定どおり4月入校しますと、10月に帰ってくる予定でございます。その前に、救急車1台運用するには最低でも片班に救急救命士が2名以上必要になってまいります。その育成も含めて来年5月の連休明けから試行ということで、救急隊6隊を正式に運用したいと。それから初任科修了した職員が戻ってきた10月を目途に正式に稼働したいと考えております。

1台増えますと、それぞれの所要の時間短縮につながると見込んでおります。あと救急件数につきましては、人口増はしておりますが、前年は若干減少しております。その減少理由について分析した中では、夏の熱中症の件数が減りました。これはやはり、国を挙げてメディア等から色々な注意喚起があった関係ではなかろうかと。その関係で、夏のイベントが少し縮小されたとか、気候を鑑みた内容で行動をとられたのかなと、また早めに水分補給するとか、皆さんの予防策が効果を奏しているんじやなかろうかと。また福岡県におきましてはシャープ7119ということで、救急車の適正利用について事業されてありますので、そのあたりの効果もあったんじやなかろうかと分析をしております。

ですので、今のところ1台を来年度から運用増加させて対応していきたいと思っています。福岡都市圏の共同運用の中で、糟屋南部の管内が人口急増しております、20万を超えたと聞きました。そちらの管内は救急件数が増加しておりますけど、うちの近隣では全体的に、昨年、救急は減少傾向にあったというふうに聞いております。現場到着時間のほうに影響があったかどうかは、共同指令センターの運用後から、管外を超えた救急出動も行っておりますので、そういったところも若干延びた要因かなと思っております。

例えば、うちの救急車が、昨年、古賀市の窓内に出動しました。当然遠隔地になりますので、所要時間が延びたというようなことも考えられます。古賀市に出動して収容先の病院は地元の情報が欲しいのですが、うちの管内の急患センターに搬送しましたので、そういったところでも若干延びた要因になったのかなと思っております。以上でございます。

#### ○花田議長

戸田議員。

#### ○戸田議員

ありがとうございました。おおむね時間っていうのは今現状の8.8分とかありますけども、それを大体今後も目安といいますか、より短縮というのが、望む形だと思うんですけど一応これを目

安に進めていくんですかっていう質問が一つと、もう一つ救急車をタクシーがわりに使わないでください。というようなPRもされてるんですけども、その辺の効果というんですか、その辺がこんなふうに出てるというのが、もしわかれれば教えていただければと思います。

○花田議長

永島消防長。

○永島消防長

現場到着におきましては、皆様に配付しております消防力の整備計画に、アウトカム指標をあげております。救急車の到着までは8.3分という目標を上げております。平成27年が8.3分でございましたので、この数字は維持したいと上げておりますので、ぜひその目標に努めたいと思っております。まずは来年度、救急隊1隊増隊した後の経過を見て整備したいと思います。なお、福岡地区にありましたら全国的に見ても先ほどの資料のとおり、収容時間におきましては非常に早い地域でございますので、傷病者には特段この地域は、収容までの遅延している地区ではないという認識をしておりますので、まずは1年間やらせていただいて、それから分析して整備については考えたいと思います。よろしくお願ひします。

○花田議長

もう1点、2点あったと思います。

○永島消防長

失礼しました。適正利用につきましては、救急車に派手に救急車の適正利用を表示しております、県の消防防災課のほうからは大丈夫かというぐらいのメッセージを発しております。一昨年、救急隊の増隊を皆様方に要望するときに、当時の組合長の指示で、救急車の適正利用について構成市の福祉関係の部長さんも集まつていただいて、それぞれ高齢者の方に、御相談の上、適正利用も再度呼びかけていただきました。毎年開催というのは厳しい状況でございますので、必要であれば呼んでいただくというふうには考えております。増えるようであればうちの管内非常に転院数が多いので、関係の病院等に再度救急課のほうから、適正利用について是非呼びかけたいと思っております。

○花田議長

ここで暫時休憩といたします。再開を14時20分とします。

(休憩)

○花田議長

休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。末吉議員。

○末吉議員

今、連日テレビ、ニュースなどで流れております、コロナウイルス対策について、若干お聞きします。予算編成時はこういう状況になるというのは想定されてないわけで、当然、消防費についても予備費等を計上してますので、対応できるかなとは思いますけども、最悪パンデミック状況になった時に消防隊の手が実際とられるわけですね。クルーズ船の状況見ても、搬送するのに、救急車両を大量に投入せざるを得ない、あるいは他人事でないなと思ったのが和歌山の有田の済生会の1カ所でそういう事態が起きると急激にその地域の中で、今後どう、それ以上拡大しないようにする

のかつていうところに最大限、傾注さしていかなければならない訳で、今のレベルよりも恐らくまだまだ潜在的な感染が広がってるだろうというふうに想定をすることが前提だというふうにもう既に言われています。そうしたときに、拡大が今以上に、宗像・福津のこの地域の中でどう拡大を防ぐかというところが、1番のポイントになるだろうと思うんですけども、その時に、人員あるいは資機材、これをどう確保できるかっていうところが差し迫ったものになってくると思うんです。

例えば人員でも、もと救急の経験がある退職された方に非常時の場合は、任期付というか臨時的に発令して援助を頼むだとかですね。何か、それを想定した体制作りをもう今からでも早急に、この地域内で作っていかなくちゃならないと思ってるんですけども、その点消防長どのようにお考えでしょうか。

#### ○花田議長

永島消防長。

#### ○永島消防長

末吉議員の御心配のパンデミックに関するにつきましては、通常私どもも、当然こういった災害対応しておりますので、通常の業務モードから災害モードに切りかえてレベルをあげて対応することを考えております。まず今回の新型コロナウイルス対策に関するついては、国からの文書等から、まず本部の通常対応と感染が疑われた患者が発生した場合の保健所等との対応について事前協議をして、本部の対応を決めております。

また 119 番から入る出動が非常に多くございますので、現在、共同指令センターが福岡市にありますので、福岡市の指令共同センターと協議をして対策を初動から、それから消防本部の対応というふうに取り決めております。また先ほど御心配の資機材等につきましても準備しておりますのでその詳細につきましては救急課長のほうから説明をさせます。

#### ○花田議長

篠原課長。

#### ○篠原課長

救急課長の篠原です。ただ今の末吉議員の質問に対するお答えをさせていただきます。新型コロナウイルス対策の資機材ということで、特に今のところはこれ専用には準備しておりませんでしたけども、平成 25 年度から、総務省消防庁が示すガイドラインということで新型インフルエンザ対策資機材というもので、感染防護衣、N95 マスク、サージカルマスク、ディスポーザブルの手袋、ゴーグル等ですね、約 1 カ月間 31 日間、活動を継続できるということで目標にこれを整備しておるというところでございます。また、新型コロナウイルス感染症への対応というところで保健所と協議した結果、感染が疑われる疑似症患者と判明した場合は、これは県の事業で指定感染症医療機関への移送という形になります。ここで県の移送能力が超えた場合には、エボラ出血熱の覚書を交わしますけども、これに準じて消防の救急のほうが移送の協力をを行うという形で協議をしております。そこで、移送に協力する場合は、感染防止等につきましては、県の保健所が所有しておりますものを活用していいということとなっておるというところで、今のところ協議をしているところでございます。以上です。

#### ○花田議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○花田議長

最後に、全体を通して質疑ございませんか。  
(なしの声)

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第 10 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって第 10 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 15、第 11 号議案「令和 2 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

議案書の 11 ページ、第 11 号議案について説明をいたします。第 11 号議案 令和 2 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算について 令和 2 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。令和 2 年 2 月 19 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁 詳細は力丸次長のほうから説明をいたします。

○花田議長

力丸次長。

○力丸次長

それでは別冊の予算書で説明させていただきます。急患センター事業特別会計予算の 1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算でございます。第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 6472 万 9000 円と定めるものです。前年度当初予算に比べ 271 万 7000 円の増額としております。

それでは 8 ページ、9 ページ歳入から御説明させていただきます。1 款診療収入は対前年度比 46 万 6000 円を増額し 1 億 9978 万 2000 円を計上しております。2 款分担金及び負担金は対前年度比 181 万 7000 円を増額し、5494 万 5000 円を計上しております。増額の理由は歳入 4 款の繰越金が対前年度比 500 万円減の 1000 万円となることに伴い、財源として経常費負担金を増額しています。

次に、歳出の説明をいたします。10 ページ、11 ページをお願いいたします。1 款急患センター運営費は対前年度比 271 万 8000 円を減額し 2 億 4832 万 6000 円を計上しております。主な支出理由は 12 節委託料ですが、対前年度比 303 万 4000 円を減額し 2 億 4401 万円を計上しております。急患センターの管理運営につきましては宗像医師会へ委託しております。委託料減額の主な理由は、令和元年度はゴールデンウイークの 10 連休などに伴い、医師等の勤務時間の増加に対応するため、人件費を増額して計上していたためでございます。2 款公債費は急患センターの移転事業に伴う平

成9年度及び10年度の起債に対する償還元金と利子1440万3000円を計上しております。

なお、12、13ページは給与明細書、14、15ページは地方債の現在高調書を掲載しておりますので御参照ください。以上で11号議案令和2年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

#### ○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

(なしの声)

#### ○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより第11号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

#### ○花田議長

全員賛成であります。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16、第12号議案「令和2年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計予算について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

#### ○花田事務局長

議案書の12ページ、第12号議案について説明をいたします。第12号議案 令和2年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計予算について 令和2年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。令和2年2月19日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁 詳細は石松経営施設課長が説明いたします。

#### ○花田議長

石松課長。

#### ○石松課長

私のほうから令和2年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。別冊予算書の本木簡易水道事業特別会計の1ページをごらんいただきます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4312万5000円と定めるものでございます。令和元年度当初予算に比べまして1580万3000円の増額となっております。それでは、予算書の内容につきまして事項別明細書に沿って御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。6ページ、7ページをごらんください。1款事業収入は前年度と同額の145万3000円を計上いたしております。主なものといたしましては、1節簡易水道使用料現年分145万1000円となっております。2款分担金及び負担金は1000円を計上いたしております。3款繰入金は福津市からの繰入金で前年度より1580万3000円増額し、4166万9000円を計

上しております。増額の主な理由は事業費の増額によるものでございます。4款繰越金 5款諸収入はそれぞれ 1000 円を計上いたしております。

次に、歳出について説明申し上げます。8ページ、9ページをごらん願います。1款総務費は前年度より、27万5000円減額し、476万を計上いたしております。主な支出としましては、12節委託料で北九州市への包括委託料447万8000円を含め、474万6000円を計上しております。包括委託料の内訳といたしましては、水道施設の維持管理費用などで需用費、役務費、委託料、使用及び賃借料、負担金及び交付金となっております。2款事業費は、前年度より1607万8000円増額し、3567万8000円を計上いたしております。内容としましては、12節の委託料で、福津市の下水道工事に伴い、配水管布設工事を福津市に委託する費用を3567万8000円を計上いたしております。3款公債費は償還元金及び利子に係るもので223万7000円を計上いたしております。4款予備費は前年度と同額の45万円を計上いたしております。以上簡単でございますが説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。末吉議員。

#### ○末吉議員

本木なんで質問やめようかと思ったんですけど、9ページの2款事業費で委託料が工事委託料3567万8000円計上されてますけど、水道事業の場合、今日こういう形でこういう力所事業しますよという資料は出されてるんですけども、本木のこの簡易水道で年間の水道料金の収入は140万程度しかない簡易水道で、3500万の工事で実際資本投下するわけですから、説明は何をするのか、どこをどういうふうにするのか説明があつてもしかるべきじゃないかなというふうに思うんですが、説明なかつたですよね。よろしくお願ひします。

#### ○花田議長

志賀係長。

#### ○志賀係長

説明が不足しておりました。まず、議員お尋ねの工事委託料でございますけれども、令和2年度より福津市下水道課によりまして本木地区の下水道事業が開始されます。下水道事業の開始に伴いまして、うちのほうが保有している簡易水道の管路について支障物件にあたり、近接で掘削等々、福津市のほうが行われます。今まで簡易水道事業の管路更新は滞っておったわけでございますけれども、今回福津市のほうの下水道事業を行うに当たりまして下水道課等と協議を行った結果、同時に進行的に水道管路のほうについても入れかえていくほうがより経済的に管路更新が行えるということになりましたものですから、私どものほうから、今、八並地区で行っているような形と同じ形で、下水道課の下水道事業にともなって、下水道課さんのほうで、管路の埋設を行っていただくということで委託料という形での予算計上を行っております。以上でございます。

#### ○花田議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

#### ○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

(なしの声)

## ○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第12号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

## ○花田議長

全員賛成であります。よって第12号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17、第13号議案「令和2年度宗像地区事務組合水道事業会計予算について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

## ○花田事務局長

議案書13ページ、第13号議案について説明をいたします。第13号議案 令和2年度宗像地区事務組合水道事業会計予算について 令和2年度宗像地区事務組合水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。令和2年2月19日 宗像地区地区事務組合 組合長 原崎智仁 詳細は石松経営施設課長から説明をいたします。

## ○花田議長

石松課長。

## ○石松課長

はい。第13号議案 令和2年度宗像地区事務組合水道事業会計予算につきまして私のほうから説明をさせていただきます。別冊予算書の水道事業会計予算書の1ページをお開き願います。まず、令和2年度の水道事業会計予算におきましては、新たな国庫補助事業でございます、水管路緊急改善事業活用いたしまして、配水管の布設替工事、外構工事などの老朽管更新事業を予定しております。それにより水道水のさらなる安定供給に努めることといたしております。

それでは、第2条 業務の予定量を定めております。年間総給水量は1376万7810立方メートル、有収水量は1243万7447万立方メートルを予定しており、前年度に対しまして、1.0%の伸びを見込んでおります。主な建設改良事業といたしまして老朽化した水管の布設替工事等を行う一般改良事業といたしまして、4億935万4000円。新規に水管布設等を行う拡張事業費といたしまして、1億7514万3000円を計上いたしております。第3条及び第4条につきましては後ほど事項別明細書のほうで説明をさせていただきます。

続いて2ページをごらん願います。第5条では債務負担行為について定めております。今年度吉田取水場電気設備更新を行うものでございまして、期間は令和2年度から令和3年度まで、限度額は3億4980万円としております。第6条では予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる項目について定めております。

続いて3ページをごらん願います。第7条議会の議決を経なければ流用することができない経費につきまして、職員給与費として2764万2000円といたしております。第8条、他会計からの補助金につきましては、それぞれ関係市から水管会計に、補助を受けます金額を計上しております、金額は1907万2000円でございます。第9条棚卸資産購入限度額につきましては緊急に必要とする水管施設の修理費機材や支給材料というについての購入限度額を定めるもので条項でございまして、

限度額として 4972 万 3000 円としております。

次に予算に関する説明書についてです。5 ページをお開き願います。このページから 8 ページまでは令和 2 年度予算の実施計画について掲載したものでございますが、25 ページ以降の事項別明細書により説明を行いますのでここでは内容については省略をさせていただきます。次に 9 ページの予定キャッシュフロー計算書でございます。これは 1 会計期間におけるキャッシュフローを業務活動、投資活動、財務活動の三つの区分にして表示したものでございます。貸借対照表や損益計算書とあわせて経営状況が明示されるものでございまして、資金期末残高は 56 億 7741 万 7910 円を予定いたしております。

次に 10 ページ、11 ページをごらん願います。給与費明細書を掲載いたしております。まず、1 総括でございますが、令和 2 年度と令和元年度の職員数と給与費等について比較をいたしております。

それでは 12 ページ 13 ページをごらん願います。令和 2 年度から始まります会計年度任用職員制度により、本年度より追加しました項目でございまして、会計年度任用職員以外の職員と会計年度任用職員とに分けて作成をいたしております。

次の 14 ページから 17 ページにかけましては給料及び手当の増減額の明細、給料及び手当の状況と債務負担行為に関する調書を掲載いたしております。

続きまして 18 ページ、19 ページをごらん願います。令和 2 年度当初予算計上額をベースにして決算を見込んだ予定貸借対照表を掲載いたしております。資産合計、負債資本合計それぞれ 409 億 1218 万 1436 円を予定いたしております。

続いて 20 ページ、21 ページをごらん願います。令和元年度決算見込みによる、令和元年度末、予定貸借対照表を掲載いたしております。資産合計負債資本合計、それぞれ 411 億 7679 万 586 円を予定しております。

続いて 22 ページをごらん願います。令和元年度決算見込みによる予定損益計算書を掲載いたしております。令和元年度は純損失として 5472 万 3826 円を予定しております。これは東部浄水場関連施設を除却することによるものでございまして、これは前年度繰越利益剰余金により処理する予定しております。

23 ページ、24 ページをごらん願います。注記でございます。これは財務諸表を作成するに当たりまして採用した会計処理の基準及び手続を掲載いたしております。続きまして事項別明細書の説明に入らさせていただきます。

25 ページをごらん願います。主なものにつきまして御説明いたします。収益的収支のまず収入でございますが、1 款水道事業収益につきましては、35 億 386 万 7000 円を予定しております。1 項営業収益 1 目給水収益につきましては、27 億 5448 万 9000 円を計上しております。前年度対比として 2.1% の増加となっております。主な要因は、有水収量の増加と消費税の改定によるものでございます。2 目受託工事収益は宗像市が負担する道路工事代金として 3000 万円を計上いたしております。3 目その他営業収益は 1 億 4126 万円を計上しております。このうち 2 節手数料は下水道使用料等徴収事務手数料等で、1 億 2898 万 7000 円を計上しております。3 節他会計負担金は 1199 万 7000 円を計上しております。このうち福津市からの負担金として、久末ダム等関連施設の管理費として 561 万 7000 円を計上いたしております。2 項営業外収益は 5 億 7811 万 6000 円を計上いたしております。このうち 3 目加入金は、水道利用加入金といたしまして、1 億 2119 万 2000 円を計上しております。

続きまして 26 ページをごらん願います。8 目長期前受金戻入は 4 億 3835 万 9000 円を計上しております。これは予定貸借対照表の長期前受金に計上した。未償却相当額のうち、当年度償却分を収益としたものでございます。

27 ページをごらん願います。収益的収支の支出の部でございます。1 款水道事業費用は 30 億 992 万 7000 円を計上しております。1 款営業費用 1 目原水及び浄水費は 9 億 519 万 5000 円を計

上しております。そのうち 15 節委託料は北九州市の包括業務委託料、3 億 3601 万 5000 円が主なもので、3 億 4323 万 8000 円を計上しております。包括業務委託料の内訳といたしましては、備消耗品費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、委託料、手数料、修繕費、動力費、薬品費となっております。31 節受水費は、北九州市及び福岡地区水道企業団からの受水費用で 5 億 5985 万 1000 円を計上しております。受水量は北九州市から 1 日当たり 1 万 3000 立方メートル、福岡地区水道企業団から一日最大 2400 立方メートルを受水する予定でございます。

28 ページ、29 ページをごらん願います。2 目配水及び給水費は 2 億 8295 万 8000 円を計上しております。このうち 15 節委託料は北九州市への包括業務委託料 2 億 7133 万円が主なものでございまして、2 億 8012 万 4000 円を計上いたしております。包括業務委託料の内訳としましては備消耗品費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、委託料使用料、修繕費、工事請負費、動力費となっております。3 目受託工事費は宗像市が負担する道路舗装工事費として、収入の部の受託工事収益と同額の 3000 万円を計上いたしております。4 目総係費は 4 億 1098 万 6000 円を計上しております。このうち 15 節委託料は、業務継続計画等の委託費 1056 万円。久末ダム等関連する経費 561 万 7000 円。北九州市の包括業務委託料 1 億 497 万 3000 円が主なものでございまして、1 億 2550 万円を計上していたしております。包括業務委託料の内訳としましては、負担金となっております。29 節負担金は関係市からの派遣職員の負担金等、5287 万 6000 円、北九州市の包括業務委託料、1 億 6665 万 2000 円で 2 億 1952 万 8000 円を計上いたしております。包括業務委託料の内訳といたしまして備消耗品費、通信運搬費、委託料手数料、使用料、修繕費負担金となっております。

30 ページ、31 ページをごらん願います。5 目簡易水道事業費は、大島簡易水道の経費、1882 万 4000 円を計上しております。15 節委託料は北九州市への包括業務委託料 1814 万 6000 円などが主なものでございまして、1864 万 6000 円を計上しております。包括業務委託料の内訳としまして備消耗品費、光熱水費、通信運搬費、委託料、手数料使用料修繕費、工事請負費、動力費、薬品費となっております。6 目減価償却費は 12 億 1099 万 1000 円を計上しております。7 目資産減耗費は 2622 万 2000 円を計上しております。2 項営業外費用は 1 億 1200 万 4000 円を計上しております。このうち 1 目支払い利息で 5576 万 9000 円を計上しております。3 項特別損失は 774 万 7000 円を計上しております。内訳としましては 4 目過年度損益修正損で 250 万円。5 目その他特別損失としまして、東部浄水場関連施設の除却に伴う、企業債繰上償還補償金としまして、524 万 7000 円を計上しております。

32 ページをごらん願います。資本的収支の収入でございます。1 款 2 項 1 目負担金及び寄附金につきましては 1286 万円を計上いたしております。主な内訳としましては関係市からの消火栓設置負担金 1160 万円でございます。3 項補助金は 2394 万円を計上しております。1 目国庫補助金は水道管路緊急改善事業で 1000 万円を計上しております。これは平成 22 年度から 10 年間で行っておりました広域化促進事業が終了いたしました。今後新たな補助メニューで申請をしているものでございます。6 年間で事業費ベースで 7 億 8000 万円、補助率といたしましてはその 3 分の 1 が補助金として算入される予定にしております。2 目他会計補助金は簡易水道事業経費がかかり、宗像市からの補助金 1394 万円を計上しております。4 項 1 目出資金は福岡地区水道企業団への関係市からの出資金で 743 万 6000 円を計上しております。

33 ページをごらん願います。資本的支出でございます。1 款 1 項一般改良費で 7 億 2533 万 7000 円を計上しております。2 目取水施設費、22 節工事請負費として、吉田取水場電気設備更新工事 8207 万 1000 円を計上しております。債務負担行為事業といたしまして令和 3 年度までの 2 年間を予定いたしております。6 目配水施設費、22 節工事請負費としまして、老朽化した配水管の敷設替事業等で 4 億 935 万 4000 円を計上いたしております。なお、本日議案資料としまして令和 2 年度の工事予定力所についての資料を配付しておりますので、ごらんいただければと思っております。8 目事務費といたしまして 2 億 3241 万円を計上いたしております。15 節委託料は配水管布設替測量設計等で 1 億 1995 万 1000 円を計上いたしております。29 節負担金は関係市からの派遣職員の

負担分 1750 万円、北九州市への包括業務委託料 8893 万 4000 円が主なもので、1 億 1243 万円 4000 円を計上いたしております。包括業務委託料の内訳としましては代替執行に伴う負担金となっております。

34 ページをごらん願います。2 項拡張事業費は 2 億 433 万 6000 円を計上いたしております。1 目施設整備費 15 節委託料は福津市下水道工事に伴う配水管布設工事の委託費で 5391 万 3000 円を計上いたしております。22 節工事請負費は配水管布設工事等の費用で 1 億 2123 万円を計上いたしております。3 目事務費 15 節委託料は配水管布設測量設計等で 2918 万円を計上いたしております。次に 3 項 1 目企業債償還金につきましては、3 億 3402 万円を計上しております。このうち 7850 万 4000 円は、東部浄水場関連設備に関する繰上償還の予定額でございます。5 項 1 目出資金 743 万 6000 円は、福岡地区水道企業団へ出資するための費用で関係市から受け入れる枠を計上しております。なお、第 12 号、13 号議案資料といたしまして令和 2 年度北九州市へ委託しております予算の集計表を当日資料として配付させていただいております。建設改良事業費等の減額による経費負担金の減額などによりまして、令和元年度と比べまして、約 1600 万円の減額となっております。水道事業、本木簡易水道事業とあわせまして、9 億 9052 万 8000 円となっております。

以上で令和 2 年度宗像地区事務組合水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

#### ○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。石松議員。

#### ○石松議員

冒頭、お願ひしたいことがあります。それは担当課長がつらつらと数字を言われましたけれども、ここに北九州市の委託分の別冊の資料 2 枚ものがありますが、これ今日の朝、私がここに来てから見ました。私は一般質問していくて見る暇もないし、チェックもできません。もちろん事務局の皆さんのがたは正確に記されたと思うんですけども、事前に私たちのところに配布していただいておれば、私たちもチェックは事前にできます。そのように次回からはお願ひしたいと思います。

私の質問は 2 ページの債務負担行為のところです。吉田取水場電気設備更新工事、これは期間が令和 2 年から 3 年度まで 2 年間、約 3 億 5000 万円の限度額という非常に大きなものです。これをもう一つ 33 ページ、いわゆる資本的収入支出のほうを見ますと、このことで令和 2 年度に 8200 万ほど工事請負費があがってます。そうしますとこの令和 2 年度は約 3 億 5000 万円のうちの 8200 万円が令和 2 年度の工事で 3 年度は残りだと、約 2 億 6700 万なんんですけども、大変大きな工事になろうかと思うんですけども、どういった内容なのか、説明をしていただけませんか。

#### ○花田議長

志賀係長。

#### ○志賀係長

確かに債務負担行為として 3 億 4980 万円上げさせていただいており、令和 2 年度施工予定として 8207 万 1000 円というふうに切り分けております。この部分の令和 2 年度相当分につきましては、吉田取水場の電気計装盤の製作費ということで上げさせていただいております。ですので令和 2 年度につきましては工場での物品製作という形になりました、令和 3 年度になりました段階で本体工事という形で計装盤の据え替え等々の諸工事が発生しているという形になっております。よろしくお願ひいたします。

#### ○花田議長

花田事務局長。

#### ○花田事務局長

北九州の委託分の詳細の資料につきましては、来年度以降、事前配布を検討していきたいというふうに思っております。

#### ○花田議長

石松議員。

#### ○石松議員

冒頭の北九州の補足資料は、ぜひ1週間前に私たちの手元に議案書と一緒に送付していただきたいと思います。ぜひお願いしたいと思っております。

この債務負担行為については、電気関係の計装機器ですけれども、相当大きな金額なんですが、これの耐用年数とか、これは恐らくリースも可能だろうと思うし、そういったことを考えたことあるのかどうか。要は3億5000万という非常に高い資産を買ってるわけですよ。前回はですね。いつ取り替えをしてその時はいくらだったのか。今この間に何年たって今回この約3億5000万円、何をどう変えるのか。特徴等について、少しつまびらかに教えてください。

#### ○花田議長

志賀係長。

#### ○志賀係長

今の御質問について御説明をさせていただきたいと思います。まずリースが可能かというお話ですが、基本的に電気計装盤につきましては、オーダーメイドになります。受電容量また変換した後の出力電量等に応じて、オーダーメイドになりますので、リースについては私どもで聞き及んだことはないという状況でございます。また耐用年数についてですが、一般質問のときの管路の話と似通った話になるんですけれども、電気計装につきまして一般的な法定耐用年数は、一般的には15、6年程度で設定されております。ただし、今回、改修予定の吉田取水場、また今後行ってまいりますこの多礼浄水場本館の電気計装につきましては、昭和58年当時、ここを水道企業団として設立したときにつけたものでございますので、おおむね30年ないし40年程度は使用可能であったと思っております。また当時ここを新設した時、幾らかかったかというお話でございますけれども、手元に資料等ございませんのでお答えできません。ご了承ください。

#### ○花田議長

石松議員。3回目です。

#### ○石松議員

リースが可能かどうかはリース会社が判断するわけです。あとは総額が10億円であって、10年間でリースをするとかということだってリース会社が判断すればできるわけです。なぜ私がそれを言うかというと、色々日進月歩で業界は進んでるんです。買ってしまったらそのままなんですね、何か新しい事をやろうとしたときにもそれを取りかえるなりしないといけない。しかしながらリースであればその分も入れてバージョンアップして、再リースをし直すとかですねいうこともできるので、私は今までの慣例でやってるから、同じようにありますよという発想は頭がかたい人の発想だと思っています。それで、今私が提案をしたので、一度リース会社にも、総額3億5000万の電気の計装機、オーダーメイドなんだけれどもお宅のリース会社で、リースの検討はできるのか

どうかということをお聞きしてもらつたらいいと思うんです。それが一つ。

もう一つはですね、昭和 58 年度とおついましたが約 35 年、40 年近くなろうかと思ひますけれども、その時の、金額が幾らでそれでどういった機能を編み出すもんかということとを私はさつき聞いたと思うんですけども、今の機能がどういったもので、今回どんなものをバージョンアップするのかを私は問うたんですよ。それをお答えになってないです。

それはなぜかっていうと、現在を把握した上で、今回こうすると理解しておかないと、業者に丸投げをするような形は、金額だって業者の言いなりになつてくる。私自身も同じ経験をした人間としてわかりますので、その辺については、今までの考え方は今の考え方として新しい発想で、まず、今現在の機能がどういったものなんだと仕様ですね。そしてそれを理解した上で今回どういう形をつけかえるかとか変更しようかとか、そういうことを把握しておかないと発注者として、製造メーカーにはできないと思うんです。でないといろんな業者さんがありますけども、全部言いなりになつてしまふと私は危惧をしますので、その辺について考え方をお聞かせください。

#### ○花田議長

いいですか、2 点志賀係長。

#### ○志賀係長

すいません 1 点、詳細についてお伝えしそびれまして申しわけございませんでした。今のところ、受変電関係、キュービクル関係から電気計装、操作盤等々につきましては、老朽化しておりますので、全て更新をする予定で設計に入っています。仕様といたしましては 6 キロ、6000 ボルトの受電で、今のところ計画を進めております。一般的に 6000 ボルトの機器類というのが一般標準品になつてきているということでございますので、今後、10 年 20 年使えますので、今後のメンテナンス等々含めて一般的に手に入りやすい 6000 ボルト標準品で今、協議を進めて設計作業を進めております。また御提案のありましたリースが可能かどうかという部分につきましては、設計コンサルを通じてメーカー等々と一度検討をさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

#### ○花田議長

末吉議員。

#### ○末吉議員

今のやりとりを聞いてて、ふと思い出したんですけども、まだ水道事業を水道企業団でやつていたときに、矢野主幹、その時にはおられたと思うので記憶にあると思うんですけども、いわゆる中央制御施設が老朽化したということで、この議会の中に債務負担が 10 億円でぼんと出たんですよ。資料も一切なしに。それで議員の間から 10 億もの設備更新をするのに、なんで資料がないんかと。どういう機能が悪くなつたのか、更新するにはどういう方法があるのか。将来を見据えた考え方で、どういうシステムを構築するのかという資料を出さないと審議できないじゃないかということを議会から指摘されて、当初 10 億円で予算計上されていましたけど、資料が出てくる中で、次に予算で出てきたのは 8 億 6000 万ぐらい、1 億数千万金額下がつたんですよ。

それで、当時の水道企業団の議員は、あの時に議会が指摘してなければ、1 億 4000 万か 6000 万をどぶに流したような形になつていたよね。という話をしたことがあるんです。

債務負担行為で、たかだか 3 億 5000 万っていう感覚を持ってもらつては困ると思うんですよね。この議会でそのあとも債務負担行為については、議員さんの理解も得て、賛同してもらわないといかんわけでしょう。石松議員が指摘したのはその点だと思うんですよ。どれだけ議会側に更新についての十分な検討と、あるいは資料を添えて承認してください。という姿勢があるかどうかなんですよ。さつき中央制御盤の指摘はどこかのコンサル、あるいは設計会社が、あるいはメーカーとも

一体となって、そういうところの積算で10億という金額だけだったんですよ。それを資料として議会に示さなくてはならなくなつて、事務局で精査して、さっき言いました1億6000万もの差額が出たわけですよ。

一方で、経費節減をやっている中で、こういう、資料も出さずに億単位の事業をやろうなんて考えること自体がね、何度も言ってるじゃないですか、消防署で高規格の消防自動車買いますというときに資料を出すようになったじゃないですか。その資料を見ながら、こういう機能を本当に持つた消防車が新たに配置されるんだなあということで、議会の承認が得られるわけですよ。

何かそこの観点がまた抜けてしまつてのではないかと思います。厳しく、言っていますけども、休憩に落としてでもね、何で更新しなくちゃいけないのかっていう起案も含めて、将来どういうシステムに変わらのかね、そういう資料を出すべきじゃないですか。

石松議員が資料がないのかと言つたのは、石松議員は優しく言われましたが、前例があるんですよ。水道企業団のときから、その点はどうでしようかね。これで、審議、私はできないというふうに思うんですけど。

#### ○花田議長

石松課長。

#### ○石松課長

今の御疑問について御説明させていただきます。今回計上させていただいている取水場の件に関しましては、昨年の10月議会終了後に、経営戦略という形で10年間ですね、このビジョンと合わせてつくっておつたんですけれども、この中に、計画、費用も、計上させていただいております。今日、手元にあるかどうかっていうことは定かでございませんが、こちらのほうの経営戦略の資料の中に、先ほど志賀が申した内容を記載しております。費用についても、こちらの今後10年間の経営戦略の期間でございます。令和2年度を3年度として、事業を行うということということで所要額を計上しており予定しております、それに沿つた形の費用を今回の新年度予算の中に盛り込んで提案させていただいているというところでございます。以上です。

#### ○花田議長

今、議員に配布できますか。では、暫時休憩とします。

(休 憩)

#### ○花田議長

休憩前に引き続き会議を開きます。石松議員。

#### ○石松議員

すいません。私、問題提起をしましたけれども、今出してくれと言って、それなりの資料が出るとは思われませんし、このまま時間を浪費すると、私たち議会だけではなく、執行部の皆さんもいろいろいろいろあるでしょうから。そこで、今回ることは、今回のこととしてきちんと把握した上で次回からですねこのようなことがないようにしてほしいと思うんですけれども、その点については事務局長に、今後、議会には同じようなテーマであれば、資料等出した上で説得力ある説明をしていただいて、議会の理解を得た上で承認可決してもらうという方向で動いていただきたいと思うんですけども、今後のことですけどもいかがでしょうか。

#### ○花田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

今回の債務負担行為等の部分で資料等が不足したことに対して、大変申しわけございませんでした。今後、議会運営を円滑に行っていくために必要な資料等につきましては事前に配付できるよう努めてまいりたいと思います。今後ともよろしくお願ひいたします。

○花田議長

ほかにございませんか。福田議員。

○福田議員

はい。今日、配っていただきました第12、13号議案資料ということで、北九州市の委託分の2枚の資料が出てますけれども、いい資料なので、もっと詳しく御説明をしていただければと思います。

○花田議長

青谷主幹。

○青谷主幹

はい。主な増減の力所につきまして、もう少し詳しく、御説明をさせていただきたいと思います。まず原水及び浄水費の中の委託料のところ、約370万円昨年度と比べまして、減額となっております。減額となっております主な理由としましては、ダムの深浅測量をやっております。この分が、令和2年度は行いませんのでその分が安くなっているというところです。

それから、修繕費が1500万円ほど安くなっています。この中身につきましては、令和元年度ですが、沈殿池搔き寄せ機の修繕、地島の膜ろ過設備の修繕、汚泥脱水機の修繕、こういったものが令和2年度はございませんので、減額となっております。

それから、その下の動力費でございます。約1200万円増えているところでございますが、主に多礼浄水場の動力費が水をつくる量と電気の単価の変動で増える見込みだというところでございます。

それから、配水及び給水費の委託料でございます。1500万円ほど減額となっております。この主な理由でございますが、漏水等の修理を行った分の精算業務の事務ですが、これと支給材倉庫の管理費、この2点が減っております。減っている分、総係費の負担金のほうに変わっております。この内容としましては漏水の事務と倉庫の管理という事務を外部に委託しておりましたが、KWSさんの直営業務で行なうことができるというところで、ここが項目は委託しており、なおかつ費用も約100万円強ぐらい減っているというところでございます。

それから、鉛管の調査を令和元年度行っておりましたけども、令和2年度はやらないというところで、減額となっております。

それから、大きなところで言いますと、大島簡易水道事業の修繕費でございます。450万円ほど減額となっておりますが、膜ろ過設備の修繕費が令和2年度は行わなくていいというところで減額となっております。

それから、1番大きな理由としまして、資本的支出でございます。負担金のほうが1300万円ほど減額となっております。これは北九州市さんに建設改良工事を設計監督を行ってもらっております費用でございます。この費用は建設改良を行ってもらう金額によりまして変動するものでございます。令和元年度は約14億円やっていただきました。令和2年度につきましては、約8億円の事業となりますので、その分が減額となっております。以上でございます。

## ○花田議長

福田議員。

## ○福田議員

どうもありがとうございました。それで前年度に比べて多少業務的な内容が少なくなった分、370万円の委託料が削減できたということなんですけれども、内容をお聞きすると同じような内容であったというふうに思うわけであります。それで結果として多礼浄水場で作ってる上水がトン当たり幾らになったのか、前年比と令和元年と令和2年ですね、これで大体の予測になろうかと思いますけれども、教えていただけますか。

## ○花田議長

青谷主幹。

## ○青谷主幹

平成30年度の決算データというところでお話をさせていただきたいと思います。多礼浄水場から配水地まで水を送っておるところでの単価で比較をさせていただきたいと思います。税込みで75.7円。でございます。平成31年につきましては、この費用は決算が終わらないとできませんので、数字を持ち合わせておりません。

## ○花田議長

福田議員、3回目になります。

## ○福田議員

要は北九州市に委託をしましてね、その委託料がいわゆるその上水の原価にはね返ってくるわけですよね。それと末端のこの上水を作るコスト、配水池までのトン当たりの単価、これが少しでも安くなれば、委託してコストダウンができたということになりますから、そのところ知りたかったわけなんですね。ですからその辺は今度の決算のところでしっかりした値が出るでしょうから、それを楽しみしておりますので、今後とも、引き続きコストダウンのためにしっかり頑張っていただければと思います。

## ○花田議長

ほかに。末吉議員。

## ○末吉議員

予算書の28ページ、総係費で2節の給料で、職員が2名、再任用職員が1人、会計年度任用職員が1人と4人の給料が計上されてあるんですね。それで北九州に包括委託する上で、技術の継承というのが一つの大きなキーワードになって、毎年度の議会でも言つてることなんですけれども、この間プロパー職員の採用はしていないところで、技術の継承は一体どうするのかということはたびたび質問してきたところですよね。それで、これもちょっと提案も含めて、組合長、副組合長に見解を聞きたいんですけども、実は近年日本列島が多くの災害が起きていると。被災地については、急速な復興を図る上で、技術職員がいない。特にライフラインの復興において、全国から派遣してほしいという要請出だすんだけども、技術職員がなかなか充当できないと。だから復興のテンポがなかなか進まないという現状に鑑みて、今年度予算で政府は自治体が技術職員を新たに雇用する、採用する、そういう職員が災害が発生したときに、優先的に派遣してもらえる技術職員の採用について

ては自治体の必要な需要額の中に算定できますよ。という制度を今回打ち出したんですよ。

このことは、事務組合で先々やっぱり水道事業を両市ともやってないわけですから福津市も宗像市も市の職員を雇ったとしても、技師職の職員はなかなか育てられない。

そこで、この制度がうまく利用できないかなと。1年中、災害復旧に派遣しなくちゃいけないっていうわけじゃないわけですから、そういう意味で、両市でそういう技術職員を本当に採用して、事務組合の水道事業にかかわってもらう。他で、災害が起こったときには、ライフラインを復興するために技術職員として派遣すると。いうことが、うちの事務組合についてもメリットがある。

今、社会的に養成されてる復興支援についても大きなメリットがあるんじゃないかなというふうに思うんです。それで、職員2名と再任用が1名と、会計年度職員が1名の脆弱な体制からね、何とか水道技術の継承をしていける職員をきちんと確保する。という観点から、そういう提案をしたいというふうに思うんですけども、組合長、副組合長のお考えをお聞きしたいと思います。

#### ○花田議長

よろしいですか。原崎組合長。

#### ○原崎組合長

末吉議員のほうが大先輩でありますけども、この宗像地区事務組合は経営の観点から方針といたしましては、プロパー職員を採用せず、安心、安全な水を安価に供給するために、北九州と包括業務協定を結び行っております。ただ、近年、全国各所で福岡県でも3年連続風水害等起こりまして、この技術職が足りないと、もともと、国の特に国交省関係の職員も小泉さんの時代頃から技術職がどんどん減ってきてるわけです。しかし、近年、災害がありまして、この事務組合も、独立した地方自治体でございますけども、各市町村のほうから技術職員が災害に遭った場合、なかなか来てくれないということで、特に担当省庁後押しする形で、国の予算も要求され、今回実現されています。ですので、特に技術職の要請がもっとスムーズにいくためのこの、今回の国の予算制度は、市町村というのは全国におよそ1750あるわけですから、特に都道府県のほうでこれをしっかりと活用していただきたいということがありますね、国からの指定であり、県のほうで、こういう技術職をしっかりと担保いたしまして、各市町村のほうで災害があった場合には、いつでも来ていただける体制をやつてくれるというのが基本の方針ではないかと、私は認識しております。

宗像地区事務組合といたしましても、そういう制度、そもそも福岡県が積極的に技術職を確保する措置がされたわけですから、国のほうからやっているのかということも問い合わせさせていただきながら、災害時でなくとも、この現方針では、プロパー職員を雇わない方針として継続させていただいておりますので、その技術専門的なことがわかる職員が措置対応できるのか、並びに本当に災害があった場合等はですね、大変なことですので、これをいつでも養成できるそういう県の体制になっているかということを含めて検討していくなければならない。と思ったところでございます。

#### ○花田議長

伊豆副組合長。

#### ○伊豆副組合長

もともと安心で安全な水をどちらの方法、我が自治体自身で水で作っていくのがいいのか、それとも安心で安価な水を他の自治体から、私どもの場合ですと、北九州市から買ったほうが安価なのかということを最終的に判断されて、議会で北九州から水を買うというふうになったのだという経緯だと私は聞き及んでおります。もちろん、被災地の派遣も含めて技術職員を今後確保することは自治体にとって、大切なことであろうかと思いますが、今後、国の費用についても十分に研究させていただきまして検討していきたいというふうに思っております。以上です。

## ○花田議長

ほかにございませんか。石松議員。

## ○石松議員

資本的収入および支出の箇所の33ページですけども、個々の4項の浄水施設費の所の工事請負費が1000円ですね。実はこれ前年度の当初予算を見ますと、ここと同じところの委託料で3685万円。内容は多礼浄水場等の電気設備の更新基本設計ということあります。恐らく、この平成31年度、令和元年度に、基本設計をやって今年度、どこかのタイミングで製作及び工事に入るんだと思いませんけども、その辺の基本設計の進捗ですね、また今後の工事等々に係る状況等について説明をしてください。

## ○花田議長

志賀係長。

## ○志賀係長

今、議員御指摘がございました、4目浄水施設費の委託料でございますけれども、先ほど、私たちの手落ちがございましたけれども、その吉田取水場等々、多礼浄水場本館等に係る電気計装設備の改修に伴う基本設計、実施設計ということで予算計上させていただいていたところでございます。現在、最終的な設計の詰めの作業を行っており、3月下旬に成果書ということで、報告書が上がってくるという状況でございます。また、今後の年次計画につきましては経営戦略等にうたい込んであるとおり、肃々と工事のほうを計画して、また予算の御審議のほうをさせていただきたいと思っております。以上です。

## ○花田議長

石松議員。

## ○石松議員

担当の方は、私が質問したことには取水施設の債務負担行為があつておったものの基本設計だとお話ししされました。ところが2目のところが取水施設費で、令和2年度では8200万ほど上がっています。私が先ほど質問したのは、そこではなくて4目の浄水施設費なんです。これが昨年の当初予算では4目浄水施設ということで委託料が3685万円で基本設計、上水と取水のところとが違うと私は認識しております。実際、昨年もらったんでしょうか、経営戦略の資料を見ていてけれども、それによりますと多礼浄水場と取水場とは大きく違うんです。ですから今の担当の方は混乱しているんじゃないかと思うんですが、整理して説明をしていただけませんか。

## ○花田議長

志賀係長。

## ○志賀係長

昨年度の予算につきましては4目浄水施設費の委託料、多礼浄水場等電気設備更新基本設計という形で備考欄に記載させていただいております。基本的に議員おつしやられたとおり、導水施設費取水施設費、それぞれの項目があれば、そこに案分すべきものであったのかというふうに思いますけれども、本館の電気計装設備に係る設計費用が1番重きを占めているということで浄水施設費のところで上げさせていただいておったような状況でございます。

## ○花田議長

石松議員。3回目です。

## ○石松議員

記載する場所が間違っていたのではないかと私は指摘をしてるんですよ。本来取水場のことだったら取水場の施設費のところに、2目に上げるべきであったのを、執行部は平成31年度当初予算を見ますと、4目の浄水設備のところに上げてるでしょう。これは間違っていたんじゃないかということで私は指摘してるんですよ。もし、今回と同じというならわかります。わからないならもう一度いいましょか。

昨年の平成31年度の当初予算書、31ページを見てください。もう具体的に数字の確認をしたほうがいいみたいですから。持ってない。どなたか貸してください。31ページ見てください。

まだ私、質問してるんですよ。31ページ見てくださいよ。これは平成31年度の当初予算の資料です。4目の浄水施設費の委託料3685万円が上がっています。備考のところを見ますと多礼浄水場の電気設備の更新基本設計だと書いてますね。間違いないですよね。そして、この本年度の令和2年度のところを見ると、4目の浄水施設のところの工事請負は1000円です。そのかわり別に2目のところで取水の施設費のところで、工事請負費で吉田取水場電気設備更新工事が上がっておりまます。これは、昨年の部分とは別の会計で言うたらですね、項目なんですよね。別もんなんですよ。それは同じような形で先ほど答弁をされたみたいなので、再度私がしつこく確認をしてるわけですが明快に答弁をお願いします。

## ○花田議長

矢野主幹。

## ○矢野主幹

はい。お答えいたします。31年度の予算で、4の浄水施設費のところに多礼浄水場等電気設備更新基本設計ということで3685万円計上させてもらっています。本来は、この31年度の予算書の中に取水場から送水施設費5番の送水施設費までの設計費を本来は割り振って入れるべきなんですが、割り振るすべがなかったもんですから、とりあえず全体で1番多いところの浄水場で、一括計上させていただいたっていうところでございます。本来は石松議員も何度も質問されているように、違うんではないかといわれてます。それは、本来は4番の浄水施設費に一括で上げている金額は、2番の取水施設費から5番の送水施設費のところに各々基本設計額の金額を入れるのが本来の形なんですが、31年度の分は、浄水施設費にまとめて入れさせていただいたというところが、本当のところでございます。以上でございます。

## ○花田議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

## ○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより第13号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(起立多数)

○花田議長

賛成多数であります。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題を終了いたしました。本会議中誤読などによる字句数字等の整理訂正につきましては、会議規則第42条の規定により、議長に委任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

異議なしと認めます。よって、字句数字等の整理訂正は議長に委任することに決しました。

これをもちまして本日の日程は終了いたしました。よって令和2年第1回定例会を閉会いたします。